

平成22年9月  
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成22年9月10日

○出席議員 18人

1番 岩瀬洋男君	2番 中村一夫君	3番 刈込欣一君
4番 土屋元君	5番 忍足邦昭君	6番 根本譲君
7番 高橋秀男君	8番 板橋甫君	9番 丸昭君
10番 八代一雄君	11番 岩瀬義信君	12番 寺尾重雄君
13番 渡辺玄正君	14番 児安利之君	15番 水野正美君
16番 伊丹富夫君	17番 黒川民雄君	18番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長 藤平輝夫君	副市長 杉本栄君
教育長 松本昭男君	総務課長 岩瀬章君
企画課長 関利幸君	財政課長 藤江信義君
税務課長 花ヶ崎善一君	市民課長 佐瀬義雄君
介護健康課長 西川一男君	環境防災課長 玉田忠一君
	兼清掃センター所長
都市建設課長 鈴木克己君	農林水産課長 関重夫君
観光商工課長 近藤勝美君	福祉課長 関修君
水道課長 藤平光雄君	会計課長 渡辺秀行君
教育課長 中村雅明君	社会教育課長 黒川義治君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 守沢孝彦君	議事係長 大鐘裕之君
------------	------------

---

議事日程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについて

議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について

議案第40号 訴えの提起について

- 議案第41号 市道路線の廃止について
- 議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算
- 議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算
- 議案第46号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市一般会計歳入歳出決算)
- 議案第47号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第48号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市老人保健特別会計歳入歳出決算)
- 議案第49号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算)
- 議案第50号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市介護保険特別会計歳入歳出決算)
- 議案第51号 決算認定について  
(平成21年度勝浦市水道事業会計決算)

第2 議案上程・質疑・採決

- 議案第52号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第53号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第54号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第55号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第56号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについて
- 議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

第3 陳情の委員会付託

- 陳情第9号 最低基準の改善と待機児解消・定員増実現のために公立保育所への特定財源の復活などを求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第10号 安心の高齢者医療制度確立のため国への意見書提出を求める陳情
- 陳情第11号 生活保護の老齢加算の復活を国に求める陳情

第4 休会の件

---

開 議

平成22年9月10日（金） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

### 議案上程・質疑・委員会付託

○議長（板橋 甫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 基本構想案について若干お尋ねをします。まず第1点目は、この勝浦市総合計画基本構想編（案）、勝浦市総合計画の序論が出されているわけですが、本論も含めて、来年度から12年間の総合計画なるものをいつの時点から準備を始めて今日に至っているのか、まず第1点目はそれをお聞きしたい。つまり、何カ月かかってここまで到達したのかということなんですけれども。その間、いろいろな各種審議会とかその他の積み上げていく上での各種会合が行われたと思うんですが、そういう点も含めて、そんな細かくなって結構ですけれども、お尋ねをしたい。

第2点目は、将来の都市像が第2節で言われているわけですが、基本構想の第1章では、勝浦市が目指す将来のすがたということで、第1節、第2節、第3節、第4節というふうになっているわけですが、ここで全面的に質疑をやっていると、私一人で、少なくとも半日ぐらいは時間も合わないといけないんで、なかなかそうもいかないと思うので、ピックアップして、要点のみで今回は質疑していきたいと思うんですが、特に第2節の将来の都市像なんですけれども、都市像の中の2ページが一番下にある将来都市像のイメージということでイメージが出されています。最初のくだりでは、「郷土の誇りは、何ととっても、美しい海や清々しい山などの豊かな自然」、これが何ととっても誇りなんだと、こう前置きしながら、海と緑を守ると。これを次代に受け継いでいくというふうに言っています。最終的に「このように、本市は、海と緑と人が共生し、住む人も訪れる人も元気いっぱいにする魅力あふれるまちを目指します。」と、こういうふうにイメージ的に言っています。

そういう中で、第4節で、土地利用の方向として、農村地域、海岸地域、居住地域、商工業地域と、こう言っているわけですが、特に海岸地域とか農村地域における緑と海の自然を絶対に守っていくんだというような土地利用の方向を打ち出しているんですね。これは一般質問で水野議員が集中的に産業廃棄物の問題を中心に質疑をやられたんですが、私も一昨年からのこの産業廃棄物については何度か一般質問で市長とやりとりをやってきたわけです。今回、また改めて

新しい総合計画を打ち出した中で、何と云ってもメインに座るものは、勝浦市の財産である、誇りである自然を守ると。風光明媚なリアス式海岸を含めて、農村部の緑を含めて自然を守っていくと。これを壊してしまったのでは、勝浦市の今度の総合計画は根底から崩れちゃうんですね。何と云ったって、これがメインに、中心的課題として打ち出しているわけです。

そういうことからすると、現行法における産業廃棄物の処理に関連する諸法規、あるいは諸条例、その他が、はっきり言えば、現在ではそれを排除していく決定的な法律になっていないというような答弁もあったわけですが、それが限界なんだという話では、勝浦市の総合計画、あるいは基本構想そのものが崩れ去ってしまうわけですから、幾ら立派な美辞麗句を並べて、このことをやっぺいこうとしたって、根底から客観条件が崩れ去ってしまうわけですから、その点については、それこそ死に物狂いでと云いますか、今、民主党が総裁選やっぺいして、毎日テレビでやっぺいしているのですが、政治生命をかけてとか、命をかけてとか、いろんなことを言っぺい出して、何だかものすごい話になってきていると思っぺい聞いているんですけど、そういう点では相当の決意を持って、この鵜原の産廃問題をクリアしていくとか、処分場を排除していく、つくらせないという立場をとらないといけないうんじやないかと思っぺいんですけど、そういう点と、この基本構想との関係をどう認識し、考えられているのか、お尋ねをしたい。

これは事務方の人に答弁しろと云ったって無理ですから、当然、答弁者は限られてきますから、よろしくお願ひします。

結局、こういうことをやっぺいしていくことによって、元気が出て、雇用の場も増えるし、12年後には勝浦市が活性化していくと、こういう将来展望を持っているわけですが、ただ、もう一点、お聞きしておきたいのは、3ページの第3節の将来人口の見通しなんですけど、本市の人口の推移を見ると、昭和30年代以降、ほぼ一貫して減少しており、最近の人口動態などから推計すると、これからも人口減少が続いていくことが見込まれますと、こういうふうに肯定的立場で人口推移を見ているわけですね。

確かに、3万都市の適用を受けて、昭和30年代に3万2,000人ぐらいで勝浦は市になったが、現在では2万人ですよ。国際武道大学の学生が継続しているにしても、個人1人で見てみれば4年しか住んでない住民ですから、正味でいうと、この学生さん方を抜けば1万8,000人になっぺいちゃうということで、これは全国的な傾向にあるんだけど、しかし、甚だしい減少がこの地域では起っぺいしている。

では、人口は現時点で何人だと。この新しい基本構想により12年後を推計して何人ぐらいを想定しているのか、この点についてもお尋ねしておきます。以上3点。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。初めに、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず1点目でございますけれども、実質的には平成21年7月、職員に対するアンケートを初めに、その後の市民アンケート、そういうもろもろのアンケート等経まして、内部の作業部会、また幹事会、そして庁議と、このような経緯を経まして、今回、本案の提出に至ったということでございます。

次に、3点目でございますが、今回、この基本構想案にございます人口関係におきましては、議員ご指摘のとおり、文言表現にとどめてはおりますけれども、平成17年国調をもとにいたしました推計につきましては1万7,600人ということで推計そのものはいたしております。

現在の人口につきましてもいろいろとらえ方がございますけれども、千葉県に毎月報告をい

たしております毎月常住人口によります8月末ということにおきましては、2万553人でございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいまのご質問の点ですけれども、一昨日の一般質問の中でもお答えいたしましたけれども、今、勝浦で誇れる財産、資産というものは、私たちが育ってきた、そして先祖が残してくれたこの自然、緑と海の自然の調和というものが貴重な存在価値であって、市にとって大きな財産であると申し上げてきました。それを守るのが今回の運動の主眼として、社会からも勝浦のこの自然が調和されたこの美しさというものが認識されてこそ、勝浦の評価が現在高まってきている。したがって、今後ともそれを維持することが勝浦市にとって後世に残す大きな資産として子孫に受け継がれていくべきだと思います。ですから、それを基本として、その上に立った行動が今後の行動規範になると考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） ですから、今、市長の答弁のとおりなんだが、繰り返して恐縮ですが、今までもそうなんですけど、特に今度の基本構想は新たな事態が生じてきている中で、つまり、鶴原地先に産業廃棄物最終処分場が設置されようとしている状況の中で、新たな基本構想が発表され、これを我々が審議し、議決して、12年間進んでいこうと、こういう時期にちょうど遭遇しているわけですね。であればこそ、今回、この産廃問題は特に重要な課題になってきていると、位置づけになってきていると認識しているんです。これは私ばかりではなくて、皆さんそうなんです。

もう一つ、繰り返して恐縮だが、言いますと、この郷土の誇りは、何ととっても美しい海や清らかな山などの豊かな自然だと。市民一人ひとりが協力して、このすばらしい海と緑を守って、次代に受け継いでいくとともに、まちづくりに活かすことで、要するに今の自然を活かすことで都市住民などとの新たな交流が生まれると、こうも位置づけているんです。まちがにぎわい、活性化しますと、こういうふうに断言しているんです。つまり、裏返せば、そういう産廃の施設やその他のものがこれから勝浦に設置されて、自然、あるいは山や海が壊されていったら、この言葉から言えば、裏返せば、活性化しないよと。死んだまちになっちゃうよと、こういう位置づけですよ。

そこまで言い切っているんですから、市長の決意のほどはわかるんだが、一昨日の一般質問あったけど、私も県会議員を通じていろいろ県段階の調査をしておりますが、フローは着々と業者側の資料提出によって粛々と進められているんですよ。市民大会も開く計画もある、議会も立ち上がった。それだけでいいのかと。行政がもっと住民一人ひとりに決起集会の前にもっともっと、例えば毎回の勝浦市の広報とか、あるいは場合によっては地域座談会とか、そんなものを、私どもだって協力しろというんなら、それは全面的に協力する構えは持っていますよ。だから、地域ごとの説明会とか集会とか、市長が先頭に立ってそういうものに参加して、市民にアピールしていくとか、そういういろんな手段、手法がまだまだあるじゃないかと。そういうことも含めて、早急に勝浦市役所、市を挙げて、どの課が担当だとかそんな問題ではなくて、全部の課にまたがる問題ですから、農林水産課にしたってほかの課にしたって、環境防災課だけの問題だけじゃないわけですから、とにかく勝浦のまちづくりにとって一番大事な底辺にある、基本にある課題ですから、そういうことをやっていく、例え話で出したんだから、

それをやれとは言いませんが、そういう構えが必要だと思うのだが、考え方としてはどうかということ再度お尋ねをしたい。

もう一つは、今、人口が2万人ですよ。武大の学生がどれだけ住民登録しているかわからないけれども、学生の数から言えば、おおよそ2,000人でしょう。そうすると、実質1万8,000人ですよ。そうすると、12年後に1万7,600人ですから、3,000人減るという勘定ですね。3,000人減って、さらに武大の学生たちが約2,000人までいないと思うけれど、大まかに言って2,000人とすれば、12年後には人口1万5,000人の勝浦市になるのです。12年といえば、議員が3期やって12年ですから、あっという間なんですよ。10年一昔というけれども、このままでいけば10年先には1万5,000人のまちになっちゃうと。でも、そうじゃいけないので、市長はいろいろと基本構想に基づく基本計画なり、総合計画で活性化させて、少なくとも人口減少に歯どめをかけようという構えは、私もいろいろ見て承知していますが、しかし、かなり深刻な状況になるということは確かだと思うのです。

その辺に対して、それぞれの課題が、土地利用も含めて、あるいは総合計画、序論しか今のところありませんが、各般にわたる諸施策がすべて人口に歯どめがかかるような方向に全体として結びついていく必要があるんじゃないか。人口を増やせ増やせと、それだけがいいとは決して言いません。人口が増えたからいいというものではないんですから。しかし、少なくともこれ以上減っていかないように歯どめをかけると。

冗談でだれかが言っていましたけど、勝浦市もいよいよ市の名前を変えて限界集落市にしたどうかなんて皮肉言っているのもいましたけれども、笑い話にならないような、将来的には深刻な状況が出るだろうと私も感じているので、その辺のところについては、諸課題と諸施策を結びつけていく方向が、平成21年7月から準備したヒアリング、その他を含めた集約のもとに企画課を中心としたスタッフの共通認識になっていたのかいないのか、その点についても伺います。以上です。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長(杉本 栄君) それでは、私のほうから質問の中の産廃の問題に対する市の考え方につきましてお答えいたします。鶴原地先に計画されております産廃問題につきましては、市長のほうから今までも申し上げてございますけれども、勝浦市にとりましても重要であり、重大なものであり、非常に困った計画であると認識いたしております。

そういうことで、現在までも市のほうでも、できる限りの対応はしてきておるところでございますけれども、一昨日の水野議員の一般質問の中でも、これに関しましては市のほうにご指摘もいただきましたけれども、市のほうでも今後できることはもちろんやっていくつもりでございますし、具体的な質問の中で、市のほうでの支援業務、あるいは庁内的な対応につきましてもご質問ございました。そのようなお答えもいたしましたけども、支援業務につきましては、具体的には研修会、勉強会等の会場の貸し付け、区民に対する周知の回覧等々の協力につきましては行っていきます。また一方では、庁内的な対策につきましても、今後考えていくというご答弁を申し上げました。

ただいま見安議員から具体的なそういう大きな問題に対する考えもございましたけども、その質問に対しての対策につきましては、すぐにできるかどうかは別といたしましても、大きな問題でございますので、市民と一体となりまして、行政もこれを阻止する前提で、今後あらゆ

る研究等をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。市民アンケート等におきましても、働く場の確保ということにつきましては、非常に大きなウエートを占めております。市の内部の作業部会等におきましても、一番の問題という形で認識をしております。それへどのような形で対応ができるかということで協議等も行っております。しかしながら、各書物等を見ても、これだという大きな対策というのはなかなか見当たらず、地道な努力が必要であるような書き方もございます。ましてや財政状況等も絡めた事業施策等の関係もございますので、今現在におきまして関係施策等につきましては調整中でございますけれども、冒頭にも申し上げましたように、非常に大きな課題であるということについては認識をいたしております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 話はわかりましたけど、ただ、言いたいことは、この産廃問題が進められちゃうか、それを阻止するかは、今度の勝浦市の総合計画が生きてくるか、あるいは、この前提が根底から崩れさってしまうか。それは、さっきから繰り返すように、将来の都市像の中で位置づけているわけですから、そういう認識で十分いられると思うけれども、今、副市長の答弁があったが、研究も結構だが、市長が先頭に立ってともに行動を起こしていくと。それは何もデモをやれとか、鉢巻きして、むしろばた立てるとか、そういう行動という意味じゃなくて、あらゆる機関に対して働きかけとか、あるいは市民の中に対してそういう位置づけの問題を啓蒙して、全体がそういう意識になってもらうとか、いろんな行政としての行動はあるわけですから、そういうことをぜひ精力的に進めてもらいたいと要望して終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 2点だけお伺いします。1点については、これは基本構想と申しましても、10年前に策定された現総合計画の中の基本構想についても、今、10年たっても100%満たされたわけじゃありません。ですから、目標としますと、これから12年後、目標を立てるとしても、内容的には大して変わるもんじゃないと思うんですね。これはやむを得ないと思います。いつの時点で作られたとしても、基本的なものは変わりようがないと思います。

ですから、それはそれとしてやむを得ないとして、もう一点、前段者が質問された将来人口の見通しでございますけれども、私はこれを見まして、ちなみに、現行の基本構想では、将来人口について本市の基本構想の目標年次である2010年、平成22年度の人口は現状を維持することを目標とします。12年国調人口を基礎にして、こう目標を立てているわけです。今回は、その目標値さえも掲げてない。大幅な後退じゃないですか。要するに、勝浦市は将来的なことを考えますと、人口の減少を最優先で考えなきゃいけない、そういう課題だと思うんですよ。この辺をこの基本構想に目標値をうたわないというのが、どういう考えなのか、理解できないんですね。少なくとも現状維持を図っていくんだと、これを目標にするんだと、そういう意気込みを示すべきだと思います。今から増やすということは不可能です。せめて人口減少を食い止めるんだという意気込みをこの構想の中で示す。それが市民に対してやる気、希望といいますか、それに向かっていろんな施策をされていくんでしょうけれども、基本的なことをまずここでうたわないと、市民にとっては依然として閉塞感を味合わざるを得ない。そういうことを市

長が先頭に立って掲げて、市民の士気を高めていただきたいと思いますと思うのですが、その辺の考え方はないのかどうか、伺います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 今回ご提案をいたしました基本構想案につきましては、議員ご指摘のとおり、目標人口等は掲げてはございません。これにつきましては、庁議等におきましてもいろいろ議論があったところでございます。基本的には、先ほど推計数値を出したということでご答弁申し上げたところでございますけれども、この基本になるものが平成17年国調ということで、この平成22年国調が10月1日から現実的に始まるわけでございますが、5年前の数値という、ある面においては非常に古いものでございます。また、他の市、町等の総合計画等の策定に当たりましても、確かに目標値を掲げているところもあれば、推計数値のみのところと、いろいろさまざまであります。また、目標値を掲げているところの団体におきましても、これは私のほうがとやかく言えるものではございませんけれども、はっきり申し上げまして、語呂合わせであったりとか、その根拠がないものみもない形も見受けられましたので、本市におきましては、先ほど申しましたように、将来推計は平成17年国調においては行ってはおりますけれども、その表現につきましては、データもちょっと古いこともありますということで、文言表現のみにとどめさせていただいたということでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） それでいいんだということが、私は納得できないんですよ。目標はあくまでも目標なんですよね。人口を減らさない、現状維持で頑張るんだと、そういう意気込みを示すことが基本構想にうたわれないと、市民にとっては本当に寂しい限りです。先ほど前段者からありましたけれども、働き手がいかに市内に残るか、働いて税金納めてくれる階層をいかに市内に確保するか。それには雇用場所を確保しなきゃいけない。いろんな問題が出てくる。それに向かって基本計画、実施計画でいろんな手はずを整えていくんでしょ。その大もとのまじ人口、働き手を確保する、逃さない。高校生が卒業しますと、就職口が地元にはほとんどないということで市外に流れて、出ていってしまう。それが一番問題だと思うのです。そういうものに歯どめをかけるために、一つの目標として、人口は現状では約2万人、これの減少に歯どめをかける、そういうことを目標にするんだと、そういうのを掲げる必要があると思うんですよ。そういう姿勢が見えないとなると、この基本構想を見ても、何も期待するところはない。また前回つくったのを焼き直したのかと、せいぜいそういうふうな印象ですよ。そういうことを少しでも、気分的にというか、精神的に市民に与える感じを、希望を持たせるような表現、実際はいろんな施策やっていって、12年後に現状維持できるかどうか、それは難しい。けれども、それに向かって何が何でも現状維持で食いとめるんだという意気込みを示してもらいたい。これは課長に聞いてもいけませんので、市長にご答弁いただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 目標は目標であるという結果になってはいけないと思うんです。目標として数字を掲げたけれども、それが達成できなかったと。目標は目標になる、そういう前提のもとに目標を掲げる、あるいは数字を掲げるよりも、この総合計画自体がまちの活性化を、そしてこの貴重な勝浦市の自然を守り、子孫に受け継ぐ、そして、将来における活性化というものは人口問題、当然、雇用が伴わなければ人口は増えないわけですから、それは今後の市政を担当

する市長の大きな政治姿勢、細かな施策につながってくる。その基本的な施策は、ここに載せてある基本計画、これからつくる実施計画、そういうものに移っていくと私は理解して、みずから人口は減ってもいいんだというような後退的な考えではないということは明言させていただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） そうはおっしゃいますけれども、この表現だけ見れば、これから人口減少が続いていくことが見込まれます、減っていても仕方がない、そういう印象を受けます。これはやむを得ないんだ、しょうがないんだ、成り行きに従うしかない、そういう印象を受けます。そこは表現の問題ですけども、目標は目標で終わってはいけません。10年前につくられたこの基本構想、基本計画、これは目標どおり達成されているんですか。みんな目標倒れじゃないでしょうか。みんな同じじゃないですか。ですから、あくまでも目標は目標ですよ。それに向かって、市民一体となって頑張っていく。そういう一つの象徴として、そういう数値を掲げることが必要じゃないかと思うんですね。これは何回答弁を求めても答えは同じなんだろうけれども、最後にもう一回、その辺の答弁をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） この件については、先ほど申し上げたとおりです。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。渡辺玄正議員。

○13番（渡辺玄正君） 一般質問で出ましたように、また、前々段者によってこの基本構想と鶴原の産業廃棄物の処理場の問題を絡めて話がありましたけれども、市としてもやることはたくさんあるんじゃないかという考えを持っております。答弁の中から市の対応の具体的なものがちょっと希薄であるということで、納得できないわけでございます。

先ほども申し上げましたように、勝浦の青い海と緑、自然、そして市民の安心と日常生活の安全というようなことがうたわれておりますけれども、確かに目標を掲げておりますが、その裏づけとしての条例というものが今まできちっとしたものがない。環境審議会等でも条例を考えると、条例策定が必要だということを訴えている方もおられるわけでございますけれども、なかなかその条例というものが出てこないという状況でございます。これでは、先ほど前々段者のおっしゃるように、基本計画の目標に向かった将来像というものが反映されないということが言えるのではないかと思います。

私も鶴原の産業廃棄物については、地域住民の一人として一部参加をさせていただいておりますけれども、私かねがね、早くから、市のほうからどうして具体的な対応が出てこないのだろうという懸念を持っておりました。例えば、教育環境、ある県の環境問題に携わっている知人は、学校、病院が近くにあつたら、これはだめだと、はっきり言っておりました。しかし、これは法律で定められているわけではないわけでございます。

特にこの鶴原の保育所、そして小学校の6年間、児童があそこで生活をするわけでございます。大気汚染の問題が心配されるということは重々に言えるわけでございます。また、地盤の柔らかなこの房総半島の一面において、大きな地震も過去にはあったわけでございますから、今の条例においては認められても、数値においても、構造的においても、会社側の計画が認められるような状況であっても、地域住民としては突発事故における心配がどうしてもぬぐえないわけでありまして。

そういう場合、教育環境というところから、市なり、教育委員会が県の教育委員会に意見具申をします。こういう問題が万が一には考えられるけれども、県の教育委員会としてはどのように考えるのかというような意見具申をする。

また、漁業環境においては、もしものことがあった場合、鵜原の海のアワビ、サザエ、トコブシ、ヒジキやワカメ、こういったものが汚染されるというようなことがあったならば、漁業者の死活問題になるわけでございます。この鵜原だけで済めばいいんですけども……

○議長（板橋 甫君） 発言中ですが、渡辺議員に申し上げます。議案第37号 勝浦市基本構想を定めることについてが議題でありますので、産廃問題のほうに移りぎみでございますので、その辺、整理して質問をお願いします。渡辺玄正議員。

○13番（渡辺玄正君） 目標に向かったところの裏づけというものが無いということが、一番危惧されてきておるので、黙ってられないということで、一般質問でやろうかと思ったんですけども、遠慮させてもらったものですから、言わせていただきたいと思います。

漁業問題、それは自然が実際に破壊されるということでございます。先ほども前々段者があらゆる機関、あらゆる方面から考えて、運動すべきだということもおっしゃっておりますので、今、この2点だけ、まだ言いたいんですけども、基本構想との関連において、自然を守る、地域住民が安心した日常生活を送れるという大きな題目に向かって、具体的に今後、十分に研究していただきたいということを要望して終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第37号は総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第38号 勝浦市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第39号 勝浦市子ども医療費の助成に関する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号、以上2件は教育民生常任委員会へ付託いたします。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第40号 訴えの提起について、議案第41号 市道路線の廃止について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を

行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

前もって通告がありましたので、これを許します。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 議長の許しを得まして、通告により、質問いたします。議案第40号 訴えの提起につきまして、皆さんのお手元に資料をつくってきまして、これを見ながら説明の上、質疑に入らせていただきます。この件につきましては、この議会におきましても何回も出ておる議題であります。それは当時、測量から始まり、筆界、そして今回の建物の取り壊しという裁判費用の件でございます。この件につきましては、今の名義人、臼井国博さんになっておりますが、その安井工務店から国博さんに移ったのが、謄本上でもあるように、平成21年、去年だったと思います。

その中で、まずこの物件に関しては、昭和57年9月27日に建物の確認をとり、そこに施行され、そして後ろの久我さんからの訴えというか、その問題提起をされた件について測量等を行い、この議会において150万円ぐらいで2回の測量を行い、筆界が出てきました。

そこにおきまして、まずこの確認申請の裏の1の3の資料、この資料の色分けによりまして、青部分が青道だと。オレンジが赤道だと。黄色が安井さんが占有し、また、勝浦市が占有していたという小林測定の範疇での一つの方向性が出ました。ここにA5ぐらいの紙がついているんですけど、これはまた後で説明させていただきますけど、この中におきまして、まず測量をかけまして、そして1の4番、この黄色い部分が関正夫さんが測量したAの5番の測量図に基づかれたものです。そして、紫の部分が番地がない空白地でございます。そこに青道、赤道がわきに走っているのか、ここに走っているのか。そして、オレンジの部分は中村希夫さんという方が建物の出ている部分、そして松澤勉さんが、ちょこっとですけど、一部出てるんじゃないかというような資料の提供で説明させていただきます。

まず、この説明から入ります。そして、資料の2は、この筆界におきまして、この測量図ですが、これは小林測量からいただいたものではありません。法務局から写し取ってきたものでございます。その測量図に基づきまして筆界が行われました。この筆界においても、先ほど来説明できなかった資料の1番、この中に市と小林さんと安井さんで合意点を見つけながら、なおかつ筆界が出ていた。そしてなおかつ、この地籍測量図を使わなく、法務局のほうではこれを不要とし、筆界に入っていました。そういう経緯のもと、ここに勝浦市も申請人としてグリーンで申請人の言い分が書かれているんですけど、4メートルから5メートルを確保したいと。そして、安井さんもそれには同意したいという中での流れで、この筆界に入りました。

筆界に入って、筆界が行われた中で、この2の2番という測量図が出てきました。その測量図の中の、今回、議案第40号で出されている2の3番も、行政側が私たち議員に提出されているのは、安井さんはこの青部分の1769番の8の1のほうだけということでもありますので、私なりにこれを提示して、ここに資料提供させていただきました。

この緑の部分に中村希夫さんが出ていると。そういう状態の図面であります。

2の4番、この両サイド、この黄色い部分を挟んで両方が出ていると言われている部分。そこに一部、この筆界に当たっての全体的には青道、赤道を残した5メートル。だけど、これは国の権限を持って筆界測量を行い、3.17メートル。赤道、青道を全部足された75%という数字の目標で、この数値を決めているんだと、登記、そのほうはですね。そういう話の中で、この寸法が決まっております。

その中で再三、これはあくまでも説明ということで皆さんにお聞き取り願いながら、言いたいことは、今まで平成16年からこの案件は何回となく議会に乗り、6月議会では水野議員が市長に質問し、市長の裁量権までの議事録もあるんですけど、当然、ここに裁判、それは司法での解決方法でなければいけない。これはごく当たり前です。

私も千葉法務局まで出向いたときに、当時の筆界の不動産登記部門の総括登記官、秋田川さんと宮内さん、この方を挟んで、この件につきましてお話ししました。その中で市が市民を筆界する、これは前代未聞だと。白黒させるのだから、それはそれでいいでしょう。

ただ、どっちかという、この問題に関しまして、測量から150万円、そして裁判、ひっくるめまして、また、後ろの久我さんから勝浦市を訴訟し、勝訴したということも聞いております。いろんな面で、確かにはっきりさせるのが司法の場であろうかと思えますけど、それよりも前々からもう少し話し合いでと、そうやってきたんですけど、市側は安井さんが話を聞かない、6月議会では水野議員の質問でも、4人は納得したけど、安井さんのほうが納得しない。ただ、安井さんも、先ほど来説明したように5メートルだと。筆界で出たものに対しては、ある面でもう少し誠意持って言えば、その辺の解決方法はあるという話も聞いています。

今回は、確かに臼井さんに移っているから安井さんがどうのこうのという問題は、皆さん、違うんじゃないのと思われると思いますけど、それは10年後の買い戻し請求とか、いろんな問題で、私たちが仕事の上でも銀行から担保してお金借りるのと全く同じ。それができなければ競売かける。その問題を含めて、その前段で安井さんを対象にこの問題をやってきて、筆界まで出て、今回、裁判。

そこで市長にお伺いしたいんです。市長は最悪でも、司法にゆだねていかなければいけないというお考えもあるのでしょうか、この問題の解決のためにここで62万5,000円をまたかけ、これが取得事項として、先ほど来、昭和57年に確認をとりまして、10年、20年過ぎて、善意で10年、悪意で20年。別に悪意で安井さんもやったわけじゃないと私も確信しておりますけど、そこでまた反訴して、取得事項でまた延々と市民ともめるのはどうか。確かに今予算で、恐らく可決されると思いますけど、その辺で1点、これをもう一度、後ろの久我さんに対しては、今は道路を使い、資料3でもあるように、道路まできれいにつくって、出入りは十分できていると。そういう中で、もう一点、話し合いで解決ができ、この62万5,000円に関しては、我々もお願いする中で市は何かにつけてお金がないと言われますけど、市民生活のインフラ等々の整備においても、有効予算の使い方等もあるのではないかと。確かに先ほど来、この論点に関しては1点だという件は、これを買い取るか、また、相手方がどのように、実際に出ている小屋部分も話し合いでどうなっているのか、占有料払うのか、そういう問題を踏まえても、担当課でもう少し話し合いができないのかということをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） ただいま寺尾議員からいろいろご説明がございました。私はこの問題が提起されてから、議会において常に答えていることは、相手方が市民である。ですから、市がこれに対して、2万人余のほかの市民にも納得できるような解決方法でなければならない。それについては、市が市民である相手方を訴えるということについては、慎重でなければならない。何度も話し合いを過去に持ってきております。事実判定ができないために、筆界という制度で法務局にお願いをした。それも相当期間を経過して、結論が出てきた。それに基づいて話し合

いを継続してきた。現在、その物件が第三者に譲渡された。そういうことになると、私たちは原状回復について、当事者間での話し合いはもう既に過去十分に行われてきている。そして、市のとった行動としては価値があるとは思っておりません。したがって、この問題は公平な第三者の機関において、現実を直視しながら、判定を下していただく。それにゆだねた結果であります。

したがって、今まで私がこの議会において再三皆さんに申し上げているように、あくまでも相手方は勝浦市の市民である。したがって、そこに権力の行使ということは慎重でなければならないということは、重ねて申し上げてきたとおりであります。その中でこの物件が第三者に譲渡されていた。したがって、現在の所有者である第三者に対して訴えを提起と、こういうことです。以上です。

○議長（板橋 甫君） 11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はありませんか。寺尾重雄君。

○12番（寺尾重雄君） 先ほど来、何回か前地主の安井さんのほうに小林さんの測量したものでいいよと。先ほど來說明したように、市もそれである面では納得している。本来であれば、その辺での解決方法の中で具体例をもって解決していく。なおかつ、それでも満足しない中で筆界という方向に行ったわけですね。あくまでも筆界は筆界として、いいよと言いながら、話し合いで小林測量がやられた測量図に基づいて、市側もこれでいいですねと、当時の担当、課長も何代かかわっていますけども、当然、それは市長まで話は行っていると私は認識しているんですけど、そういう中でまたそこまでいく話というのがどうも理解できない面もあります。

この反対側の、今回の私たちの資料には、取り壊しはこっちなんだから、こっちの資料だけしか出してくれなかったんですけど、色分けとして反対側の中村さんのほうもある。その件について、4人は同意したというのは、前回の6月議会の水野議員の質問でも再三出てくる話です。この中村さんに対してはどのように了解し、どのような話で解決方法が出てきたのか。

以前から勝浦市にはわかっているだけでも53カ所のこういう問題があると。この問題に対しても、確かに市民の公平さからいきまして、この問題だけはっきりさせるんだと。相手が理解してくれないから、同意してくれないから、もう筆界までいって、なおかつ取り壊しの裁判までいくんだという話である以上、私はそこまでというものを市長にお願いしながら、この席に立たさせていただいているんです。

まず、中村さんがどのように同意し、解決の道を歩んだか。私が質問に立っている中で53カ所、それ以上増えているかもわからない。その調べたものを今後どのように処理していくかという問題と、平成16年に赤道、青道が国から移管されたときに、私もそこまでその問題を調べてないんですけども、たしか5,000万円くらい使って、興津方面からその確定を行っている経緯もあろうかと思えますね。そうしたときに、どこにどのように出てきているか。もっとあるのかどうか。それを今後どのように解決していくのか。市長は今期やめられる。だけど、これは市民の公平なる財産の管理としても、いっぱい出てきちゃうわけです。相手方も通れないと

か、ましてや、今の現況のところは、安井さんの土地から5センチ離してコンクリートを打って、それで、しっかりと車が入る。これには長い経過があって、初めてここまでくるんでしょうけど、相手方も久我氏のほうもそれでいいんだという、4人の同意の中の一人でしょう。そういう旨を十分考慮して、この問題、先ほどの質問は、相手方の中村さんと、50何カ所の問題は、今後どのように公平さの中で進めていくのか、あるいは、以前、移管されたときの測量からどのくらいのもが出てきているのか、こういう問題点、占有されているとか減っているとか、その上に立っているとか、その3点、ご質問いたします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。本日、このような詳しい資料を提示していただきまして、ありがとうございます。その中におきまして、今、議員から筆界特定が出される以前の詳細なお話も伺いましたし、それが市道、また赤線、青線を両わきに持った当事者間のお話もございました。そういう経過があって、先ほど市長が答弁したとおり、この土地問題については非常に難しい問題がございます。ただ、そういう両わきを所有している土地地権者のお話は、それぞれその立場がございまして、主張もありました。市も青道、赤道の移管を国から受けてから市の管理という立場で、先ほど質問の中にもありました5メートル前後が相当ではないかというふうな見解も示しております。

そういうことがそれぞれの地権者の言い分、それ以前の取得した時点までさかのぼって、いろいろ境界の査定も何度となく行い、また測量士が入って行ってきた結果、境界の同意が得られない状態が続いております。そういう中において、市議会でもたびたびこの問題については質問を受け、市の対応について答弁をしてきたところでありまして、それによってこの筆界特定制度というのが平成17年に制定されまして、その筆界特定制度によって国が決めるという方法を市は選定をしまして、筆界特定をお願いをした。その後、筆界特定官によって、当事者間からの事情聴取をそれぞれ聞いております。そして、当事者間の主張する境界線をそれぞれの方から個別に聞いた上で、最終的に筆界特定官が判断したものが平成20年12月25日に公布されております。これはすべての当事者に出されておきまして、市といたしましても、この筆界特定制度を利用した上での筆界ですので、これは国が決めたものということで、この辺を今後も引き続き徹底していくという方向になります。

その間、20年12月25日に出されまして、その後、平成21年に入りましてから、それぞれの土地所有者に対して、この筆界特定制度の中身というか筆界特定された経緯等について文書をもって示しながら、説明をさせていただきました。その説明の中でも、それぞれの立場の方は、この線に納得をすぐされるというものではございませんでしたが、筆界特定制度というものの重さからして理解をしていただいております。

そういう中で今、議員からご指摘がありましたが、安井工務店の名前が出ておりますので、あえて安井さんの名前も出させていただきます。その向かい側には中村さんの土地、家屋がございまして、その中村さんの土地家屋についても、議員の資料の中にも明示がありましたが、筆界特定に家がかかっております。さらには、その家から出窓も出ておりました。そういう問題を含みながら、市としましては、この筆界の線を了承していただくということで、最初お話をしております。

その後、いろいろご説明や同意について要請をしながら、平成22年1月になりまして松澤さ

ん、久我さん、中村さんから境界に対しての同意書が提出をされています。その同意書が提出されるまでの間は、自分の家その筆界の線の中に入っているということを認めるためには、その家を今後どうするんだと。筆界が決まったから、すぐ壊さなきゃいけないのかというような話もございましたが、この問題については非常に古い問題がありまして、家自体もその以前から建っているような、土台を見ても30年、40年はどうに経過しているような家でございます。そういうことも含めまして、線は線として認めてもらう。ただ、それをすぐに決まったから取り壊せということは、市としても言えないということで、和解といいますか、今後、家を改築なりする場合は、ここが境界、筆界ということで市と当事者の境界になるので、その点は十分了解した上で対応をお願いしますということで、そういう話をもって同意書を提出されています。

その線につきましては、今後、この問題が最終的に解決した場合には、境界標を打ちます。境界標を打って、その線を確定していくということになりますので、今後については中村さん側についてはそういう対応をしてみたいです。

それと今言われた53カ所の境界の問題があるということでございますが、確かに市の管理する道路、または法定外の道路、河川等については、こういう問題は常についております。53カ所というのは、ここに資料がございませんので、はっきり申し上げられませんが、市の境界との問題は、常に存在しておりまして、それらについては土地所有者等から土地境界確定申請を提出をしていただいた上で、その問題をその都度、解決していつているのが状況です。ですから、裁判によって解決するというものは、これまでも数回あったと思いますけど、今後も引き続き当事者との話し合いによって、また近隣の土地所有者等との話し合いによって解決するのが一番望ましいと考えております。

次に、占有している問題につきましては、占有はあくまで土地が境界として決定はしました。筆界によって筆界の線は引かれましたが、直ちに占有ということの解釈はしておりません。先ほど申しましたように、和解といいますか、同意書が提出された経過がございますので、その分を占有しているので占有料を直ちによこせということは、今のところ考えておりません。占有については条例もございますが、あくまで現在ある、認められている境界の上に何らかの形で構築物、工作物をつくる場合に申請がございまして、その申請に基づいた上で市有地に対する工作物等に対しての面積的なものについての占有を認めているところでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 実際、もう少し丁寧に、今回の案件についてご説明し、また、筆界が国家の権力と言ったらおかしいですけど、それが確定的なものだと私も認識しております。また、その当事者もその辺は認識している問題の中で、もう少し丁寧に話し合えば、この問題は違う方向に進んだんじゃないかという考えもあろうかと思うんですね。

そこで市長も再度、その辺のことを考えていただきたいと、先ほど来から私もお願いしていることです。この白地の部分をもった反対側の人たちは、その当時買った面積、関 正夫さんが測量した面積の地籍訂正をする意味での登記所に伺っている意味合いも私も耳に挟んでいます。そうすると、近隣の同意、勝浦市が筆界で出たのが基準で地籍訂正できるのかという中で、結局、平等、公平の中で、その中村さん、松澤さん、この辺は買ったときは、その面積であり

ながら、地籍訂正を行い、その筆界の基準の書類は公正なるものですから、それを出すことによって地籍訂正を行う、これが平等なのかという考え方になるわけですね。

そこで勝浦市が同意するとか、それが筆界だから同意しますよと私は判断するんです。それは平等なのかという問題ともまた違うんじゃないか。だから、片方の名前はさんざん出ている安井さん、今は臼井さんというんでしょうけど、ここまで来るには、当然、安井さんが主体でやってきましたから安井さんの話になるんでしょう、私から言わせれば。その中で、線は線として、そしてそれを一番最初に言ったように反訴して、取得事項としての問題になったら、もっと長くなります。お金かけて、時間かけてやるのが裁判でしょうから、私はそういう考えで、それは日本国の一つの権利だというのが三権分立の中であるんでしょうけど、だけど、そこまでやる前に解決してほしいというのが、当初から考えている話なんです。私もお願いしている。やるべき問題であろうかということで、再度、お願いがてら、市長に答弁をお願いしたい。

また、先ほどの地籍訂正については、担当課長でもいいんですが、お願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） この件はお願いがてらで決められる問題ではないと思います。我々としては、誠意を尽くして話し合いの場を持ってきた。そして、まだ話し合いで解決されていない当事者間で、そのうちに譲渡の原因が売買としてその物件が第三者に売られた。そういうことは、本来的には商取引からいっても、それは余り正当視されないのではないかと。当然、そういう問題であるならば、その事前に解決して、第三者に売買して、所有権移転するのならば、それはそれとして理解できます。しかし、そうでなくて、第三者に売買をもって所有権を移転したということは、ですから、私たちは現在の所有者に対して訴えを起こそうということなので、しかも、いまだに寺尾議員の立場で言われるようなご意見もあるでしょう、また一方、市のような立場である人もいるでしょう。ですから、公正な第三者機関にゆだねて、それはどちらがいいのか、そういう判断を仰ごうとしているわけですから、それをもって以前に話を引き返すことは、私たちがとってきた行為に価値はないと思っておりますので、この件は議会に提出させていただいて、議決をいただきたい、そう考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 今、ご指摘のありました白地の問題ですが、市としましては筆界特定はこの線を今後の境界ということで考えておりますので、そこに存在するであろうと思われる白地のものについては、市からは何も答えるものはございません。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 議案第40号、前段者からいろいろございましたので、私のほうからは私の立場で若干質問したいと思います。その前に、議案第40号の現況説明図、これは黄色い線と筆界特定で言われた右側の安井さん側、今、臼井さん側のところは水色に塗ってある。だけど、関係する土地は左側のチリヌルオ、この白くなっているところも関係しているんですね。今、前段者から出ました。中村さんとはどうなっているのかというようなお話が出ました。これ、特定筆界があれしたように、この左側もきちんとした図を出してもらいたいということを、まずお願いしておきます。今、出せますか。事前にお問い合わせはしてあるのです。議長の計らいで、出せれば出してください。

○議長（板橋 甫君） 水野議員より資料提出を執行部に求められましたけども、提出できますか。

それでは暫時休憩いたします。

午前 11時37分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料が提出されましたので、職員に配布いたします。

〔資料配布〕

○議長（板橋 甫君） 資料の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 配布漏れがないようですので、質疑を行います。質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 議案第40号について質問させていただきます。前段者からいろいろ本件問題についての経過が述べられまして、基本的に言うと、市はもっと時間をかけて話し合えという趣旨だというふうに結論的には受けとめました。そこで、私はその経過について若干申し上げたいと思うんですけども、この問題については何回も議会の中で全面展開をしてきました。ですから、これ以上深く言う必要ないと思うのですが、前段者が触れたので、一応、触れさせていただきます。

この問題は、まだ法定外公共物が国の所有であったときに、その裏の久我さんのほうから再三にわたって提起があって、大原土木まで行って、いろいろやり合った。だけど、これは管理が大原土木で勝浦ではなかった。勝浦市が譲渡されたときに、久我さんの側から勝浦市の所有になって、市長が管理することになったので、これは市民の財産として適切に管理をしていただきたい。なぜなら、当初約5メートルあった赤線、青線が、かつては2トン車が入った経緯がある。これは建設課の係長も認めているところですが、これが彼が所有する4WDの車さえ入らなくなってしまうと。後ろに住んでいる人たちの交通権が大きく阻害されているということで、勝浦市の監査委員会に監査請求された。市長に対して適切に市有財産を管理せよ。そして、監査委員会はそれを全面的に認めて、市長に適切に処理するように勧告を出した。ここから始まっているんですよ。

行政側は、再三、安井さん側と交渉した。だけど、都市建設課の職員が行くたびに罵倒されて帰ってくる。私は実際に職員からそれも聞いているし、課長からも聞いている。それを何回もやっている。だから、当時の課長に言いました。自分のかわいい部下が行けば罵倒されて、なすことなく帰ってくる。こんなことを何回繰り返すんだと。職員は消耗してやる気をなくすよ。日本は法治国家なんだから、行政が努力してだめな場合には、しかるべきところに判断を求めて、そういう手続をしろ。職員に無駄な恥じをかかせるような、こういうことはやめろ、これは市長にも言いました。ところが、市長は、市民を相手に市が告訴するということについては、慎重でなければならない。一貫してこの態度をとってきた。市長の立場からすれば、わからなくもない。だけど、それは唯々諾々と何年も何年もというわけにはいかない。その間、勝浦市は100万円余りの金をかけて測量もやった。それで当該者と話し合ったんですけども、言うことをきかない。そういう中で、裁判に踏み切れ踏み切れと私は再三言っていたんです。それじゃなかったら職員がかわいそうだし、市有財産を適切に管理することはできない。

そこで、行政側はちょうど筆界特定制度というものができたので、筆界特定制度は裁判と同じ法的な権威がある。法的拘束力は裁判のようにないけれども、権威はあるんだと。ここで出されたものが、ほぼ裁判所の判決として出されてくるだろう。だから、まず、ここを活用して、ここを出してもらって、それをてこにして話し合いをする。それでどうしてもだめな場合には、裁判ということも視野に入れて考えざるを得ないというのが、当時の市長の見解だった。

ですから、前段者が言うように、行政側は当事者と話し合いが不十分で、もっともっと話し合う余地があるというふうになっているのかといたら、なっていないと思う。まだ話し合う余地があるというんだったら、ここに当時の都市建設課長の経験者が何人かいますから、市長も副市長もずっと当事者ですから上げてもらいたい。そんなことはなかった。だから、やむなく、筆界特定制度を活用し、そこで出てきた。それも平成20年12月ですよ。今、平成22年9月ですよ。その間、なすことなくという言い方すると、行政にまことに申しわけないんですけど、それなりの努力をして、しかし、約1年半以上無為に時を過ごして、やっと裁判。遅きに失している。話し合う余地がないのだったら、何もけんかしろとは言わない。公正な判断を求めるべきである。筆界特定制度は、何も勝浦市の肩を全面的に持っているわけではありません。勝浦市の主張は、当時、赤線、青線、2.5メートルずつ、合わせて約5メートル、こういうのが勝浦市の主張だった。だけど、筆界特定で出てきたら3.75メートルでしょう。勝浦市の主張が全面的に認められたわけじゃないんです。

けども、これを一つのとこにして、話し合いで解決しようとした市の努力、これは買うべきだと思うんですね。この出されたのを色を変えてくれるとよかったんだけど、見ると左側の同じ側が青色なんだよ。このチリヌルオの側の人たちは、いろいろ言いたいこともあるけれども、勝浦市の言い分を認め、そして筆界特定書が出ているということに重きを置いて、一応、こういう話し合いで合意をしたのが左側ですね。安井さんが合意しなかったんでしょう。だから、訴訟に踏み切ったんでしょう。そういういきさつをきちんと把握した上で、勝浦市はどういう立場でこの裁判を始めようとしたのかというのが問題です。

その前に一言言っておきますが、安井さんから臼井さんに所有権が変わっています。安井さんとは話してきたかもわからないけど、臼井さんとは一体、どういう話をして、どういう接触をしてきたのか。伝え聞くところによると、勝浦市に一、二回、足を運んでいるそうでありますから、それでなおかつ、この裁判のあれが出てきているので、その辺のいきさつについてまず明らかにした上で、この請求の要旨について説明をしていただきたい。

この請求の要旨では、「被告は、別紙現況説明図のイーローハーニを結んだ線上に設置されたコンクリート構造物及び建物の一部を撤去せよ。」となっています。撤去する前に、境界を確定しなければいけないでしょう。だから、境界を確定する。確定して、不法占拠であるということがはっきりしたら、撤去しろということなんですね。境界も確定する必要はないんですか。境界を確定しなきゃ撤去しろという根拠はない。筆界特定は、判定を下しました。だけど、これは法律的な拘束力がないんです。だとすれば、法的な拘束力を持つ境界をまずここで確定しなきゃいけない。このために勝浦市は幾らお金使いましたか。安井さんを初めとして、5軒の関係者と話し合うために、測量するために約100万円ちょっとかかりました。筆界特定に勝浦市が出した、訴えた、筆界特定を改めて調査するのに60数万円の金がかかっているはずですよ。こういう金を無駄遣いというんだったら、無駄遣いをさせるようなことをやって、ごねた者は

だれなんだ。こういうことを私は申し上げたい。

だからそういう上に立って裁判をするのであれば、裁判の要旨をもっときちっと整理をなさい、そのように私は担当者にも関係者にもみんな申し上げてきました。その上で、まずもって境界線を確定すること。そして、その上に合った、不法に占拠されている建物は撤去させること、そして、これは市長の許可を得ないで市の法定外公共物を占有しているわけですから、市の条例、法定外公共物管理条例に基づいて、第17条で市長の許可を得ないで不法に占拠した者には5万円以下の罰金が科せられる。それで占有料、第11条で、占有した場合は占有料を払わなければいけない。勝浦市は、裁判で境界を確定する裁判、境界確定の訴え、要旨、趣旨、境界が確定されたときに、その上にあるものは撤去しろとういんだったら、撤去するまでの間は占有しているんだから占有料を取らなきゃいけないでしょう。しかも、市長の許可を得ないんだったら、罰金とらなきゃいけない。そうしないと、話し合いに応じて理解していただいた、向こう側もいろんな言い分がある。争いというのは、お互いに言い分があるから争うんであって、勝浦市の言い分が全部通るわけではない。だから、先ほども言いましたけど、勝浦市は5メートルといったけど、言うとおりになったわけじゃないんですよ。けども、筆界特定でそういう結論が出たことをお互いが尊重して和解をするといった左側の5軒、この人とは和解するんだったら、どういう条件で和解するのかということだってきちんと確認書とらなきゃいけないでしょう。

私は前の議会でも申し上げたんですけれども、そういうふうにお互いが平和的に折れ合って、理解をすることかできるのだったら、第13条で市長の特別の承認がある場合には、占有料の減免をすることができるという減免規定がある。これを適用するのだったら、ちゃんと適用するように左側の人たちとこういう約束をきちっとして、それで境界も確定して、ちゃんとした文書に残しておかないと、後で悔いを千載に残しますよ。そういう平和的に解決する人たちと、それと平和的に解決できない人たちと、同じ扱いするんですか。こういう請求の趣旨から言うと、侵略していつてる上にある建物を撤去しろというだけです。だったら、話し合いに応じて、ちゃんとに言いたいことのもどまである。住民の側だって、そういう思いだってあるでしょう。でも、和解に応じてくれた人と、みそも何とかも一緒という扱いにはならないでしょう。だから、この請求の要旨について、正確に述べていただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） それでは、お答えをいたします。まず最初に、現在の所有権者である臼井氏までの流れについてご説明をさせていただきます。平成20年12月25日に筆界特定書が交付されて以来、平成21年においては当事者である安井さん初め、久我さん、中村さん、松澤さん等にその筆界特定の特定期間をもとに説明をさせていただき、安井さん以外の方はその内容をご了解いただいたことは、先ほど申しました。

その後、この議会でもたびたび取り上げられておりまして、先ほど議員が説明したとおり、市のほうもそれに対応するように検討してまいりました。その結果、本議会に提訴という形の議案を提出させていただいておりますが、この議案を提出するに当たって、もう一度、事実を確認する必要があるということで、土地及び建物が引っかかっておりますので、登記記載事項証明書を取得いたしましたところ、その所有権が平成21年3月4日に神奈川県横須賀市に在住の臼井国博さんに所有権移転がされているというのが判明をいたしました。

その間、市としましては、このことを知り得ておりませんでしたので、前所有者の安井さんとこの筆界特定についての話し合いを持ってきたところではありますが、平成21年3月4日、もう既に1年半ほど前に所有権の移転がされておるということを知りまして、それ以降、ある面、慌てましたけど、臼井国博氏のほうに事実確認ということで本人と話をしたいということで、臼井氏と連絡をとりました。とりましたというよりも、臼井氏のほうには直接出向いていったわけではありませんが、最初にこの判明した時点で市の顧問弁護士のほうにまず相談をいたしまして、今後どのような取り扱いをしたらいいかということの相談をし、まずは文書で送るべきだということで、筆界特定の内容を付して6月24日に新しく所有権移転をした臼井さんのほうに簡易書留で文書通知をさせていただきました。その内容は、筆界特定書を付して、現在の状況を説明してあります。がしかし、臼井氏のほうは簡易書留を受け取らず、郵便局のほうから返戻をされております。文書が返戻されたため、再度、弁護士に相談したところ、簡易書留は受け取り拒否もあるんでしょけど、本人が不在のときには返ってきてしまうということですので、不在で戻ってきた文書でありましたので、再度、普通郵便を送りました。普通郵便には筆界特定書は付しておりませんが、市のほうの状況を説明してお話し合いをしたいという内容を送りました。それは返ってきません。それを送ったのが7月7日です。

その後、1カ月ほど待って連絡がなかったので、8月18日に再度、簡易書留で文書を通知をさせていただきました。3度目の簡易書留が臼井氏の目にとまりまして、臼井氏のほうから連絡がございました。一応、簡易書留の内容を臼井氏が読んで、これはどういうことかということで連絡がございまして、8月31日、既に議案のほうが提出された後でございますが、8月31日に臼井氏が来庁をいたしまして、市のほうで私とほかに担当者と話をしまして、この筆界特定書の内容の説明、そして筆界特定による場所に境界標を設置することを承諾する旨の要請、それとともに、筆界特定で出された線の外側といいますか、市有地側に臼井氏所有の土地と建物がかかっているために、それを取り壊してもらいたいというふうなことについて説明をいたしました。

ただ臼井さんのほうも買ってからということで、話の中ではこの筆界特定、承知をしていないという旨の内容もありましたが、実はこの登記記載事項証明書には、最初の段階で筆界特定という欄がございまして、そこには平成20年12月25日、筆界特定という内容が記されておりますので、承知はしていたものと考えております。

今のところ、臼井さんとはまだ8月31日に会ったばかりでございまして、臼井さんのほうも市の意向を考える。それと自分のところというか、臼井さん自体は個人ではありますが、横須賀の不動産会社の社員でございます。会社の弁護士とも相談させていただきますということで、それについては即答は避け、わかりました。早い機会に回答を出してくださいということで、お話ししてあります。ただ、この議会にこの問題については提案をしてある旨も話してありますので、その旨も承知をしております。

それが現在までの臼井国博さんと市との接点といいますか、経過でございます。

次に、請求の要旨でございますが、ただいま資料をお配りさせていただきましたが、今、色づけのご指摘がございましたが、大変失礼しました。

今言われました左側のチリヌルオの青い線がこれまで相手側のほうが所有をしているであろうという部分で、かかっている部分でございます。そして、右側の上からイロハニの点が筆界

で特定され、この結ぶ線が境界の線になるということの印でございます。その中に青い部分、建物の一部三角が引っかけた部分、それと上のほうのコンクリート構造物と書いてある部分が今、臼井さんの所有地というか、臼井さんが購入したときにはここが境界であったろうと言われる線でございますが、その点につきましてはイロハニの左側の部分は境界が筆界特定で確定したものであるので、ここにあるコンクリート構造物と建物の角の部分、これはコンパネ等で元所有者が作業場として使うために張り出したものでございますが、そこが一部かかっている。

それと、国道からの入り口の部分のコンクリートのたたきになっている部分が一部かかっている。よって、この奥の高く積まれたコンクリート構造物については、撤去していただきたいとともに、建物についても線のところまでは引っ込めていただきたいというような請求を出すということでございます。

今回、提案をいたしましたこの裁判の内容につきましては、市長の最初の説明にあるとおり、このコンクリート構造物及び建物の一部の撤去を求め、訴えを提起しようとするものであります。

このコンクリート構造物は、平成13年5月に前の所有者である安井清治氏により設置され、高さが道路面より約20センチ、長さが約7.5メートルの擁壁状になっているものでございます。

また、建物は前所有者の事務所及び作業場で、昭和58年5月に前の所有者により建設をされたものであるということから、それが境界からはみ出しているの、それについて撤去を求めるといものが裁判の趣旨でございます。

次に、撤去前に境界確定をする必要があるというご指摘でございますが、境界確定につきましては、通常の場合は境界確定申請がございまして、当事者間で話し合いの上、境界確定をしていくというもので、そこに周辺地主全員が同意した上で点を決めていくのがこれまでのやり方、また、これからもそういう手法になると思いますが、この筆界特定によって出された結果は、境界確定の必要はないということで、これは弁護士からも話を聞いておりますし、そのために国が決めたものだということですので、これは裁判にも優るといふような弁護士からの見解をいただいておりますので、境界確定については、今後行う予定はありません。現在決まった筆界特定の線によって、これが境界であるということですので今後は進めてまいります。

それと、そこに出た撤去を求めている場所の占有の問題でございます。占有につきましては、市の条例によって占有料というものが示されてきております。条例によりまして勝浦市法定外公共物管理条例の中に占有が出てまいります。通常の場合ですと、市の持っている土地等にそれ以外の第三者が何らかの形で占有しようとする場合は、占有の許可を受けた上で占有料を決定して、お金を納めて借りると、簡単に言えば、そういうことだと思います。

しかし、今回、この場合につきましては、確かに先ほど土地は確定したんだということになるということをお話ししましたが、占有はあくまで相手方からの申し出があつての上でございますので、ここについて占有料はまだ発しておりません。ですから、占有料を徴収することにはならないと思われま。

ただ、今ご指摘のあつたとおり、であれば不法に占拠しているの、それなりの措置、例えば罰金というふうなお話だったかと思いますが、を取る必要もあるんじゃないかというようなことでございますが、これも弁護士のほうにも相談してございます。その場合は損害賠償請求

訴訟の中に損害賠償を請求することは可能であると。ただ、相手方が土地を購入してから実際に明け渡すまでの間について、固定資産税評価額の約2倍程度の損害賠償請求ができるだろうということは弁護士のほうも申ししておりますので、そういう問題につきましては、提訴に踏み切る場合は、その問題を含めて検討させていただきたいと考えます。

和解したことによる確認でございますが、反対、左側の3件の当事者とは和解という形で市のほうも境界の同意を得ております。先ほどの話とちょっと違ってきちょうんですが、市のほうも先ほど言った筆界特定は揺るがない点ということもありますが、これまでの長い経過の中から当事者との話し合いをしてきておりますので、そういう面で同意書というものをとらせていただきました。その同意書をとるまでの過程も、当事者間でいろいろ話をして、家が出ている、これを引っ込めろ、また、お宅の土地はここまでが筆界になりましたので、ここからこっちは市の公共物なんですよという話をしながら、現在、その上に家が建っているじゃないかということと、先ほども申しましたけど、出窓が出ていることと等を含めて、当事者にも理解をいただきまして、そうであれば、それは理解したと。ただ、今、すぐこの家を壊して引っ込めることは非常に難しいということでございますので、それは話し合いの中で、境界標はこの土台のところに打たせてもらいますよ。ただ、これを打ったからといって、直ちにそこを削って道路に戻せと、また河川に戻せということは、これは我々の判断の中で動いた部分もありますが、そこまでは要求はできないだろうという判断のもとで、同意書をいただいています。

ただ、引っ込める引っ込めないを同意したという文言の文書は存在はしておりませんので、境界標を打つことを、自分が自宅だと思っている土地の中に境界標を打つことを認めたということで、その境界標と境界標を結ぶ線は公有地になるということの解釈であります。

それと第13条の減免措置、前後して申しわけありませんが、占用料の減免、市長は次の各号の1に該当するときは占用料を減免することができるという中の2項に、市長が特に必要と認めたときという条項がございます。これに照らして、占用料を徴する行為を行った上で減免措置をしておくのが正しいのではないかとございまして、これも先ほど申したとおり、現在の判断では占用料を徴するという考えはございません。ただ、裁判の中では、損害賠償請求についての可能性等については弁護士とさらに相談した上で結論を出してまいりたいと考えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） るる、随分長く説明していただいたので、この次はコンパクトにお願いしたいんですけども、左側の安井さん側と反対側の人たちには占有することを認めるんですね。だって、本人が出っ張っていることを認めているんだから、占有することを認めるんでしょう。占有することを認めたら、占有料を取らなきゃおかしいじゃないですか。私は取れと言ってるんじゃないんですよ。占有を認めたのなら、占有料は本来払うべきである。ただし、いろいろなもろもろの事情がある。こういう経緯がある。だから、第13条を適用して、市長が特に認める者については占有料を免除するという項目があるのだから、それを適用してやればいいじゃないですかと、私はこう言っているんです。

ところが片方は、話し合いに応じないで裁判やっているんだから、不法に占有しているんでしょう。不法に占有している人と市長の許可を得て占有に至った左側の人たちを同等に扱うんですか。これはちょっとバランス欠いてるんじゃないんですかって私は申し上げているんです。

だから、左側は今、これは占有料、取らなくていいよ。だけど、取り扱いはずきとんしないよ、これは条例上の正確な運用からいって、これはおかしくなるから、この辺について、条例解釈権はそちらにあるんだろうから、適切な解釈を述べてもらいたいですけども、占有することを認めた人からは占有料を取る。取らない場合は、市長が特に認めたことという条例第13条を適用する以外には、ただ、堪忍してやるからいいよ、何もないでそんなこと言えるのか。そういう条例上の扱いはきちんとしなきゃいけないでしょうということが一つですね。

もう一つ、安井さんの側、今は臼井さんですか、これは抗争してるんだから、裁判でどのくらい時間がかかるかわかりませんよ。境界が確定しちゃってるって言ってるんだから、法律的には確定しちゃってるんだから、改めて境界の確定を裁判に求める必要ないって言ってるんだから、境界確定している以上、そこにあるのは占有しているということなんだよ。不法に占有している場合には、占有している者が撤去するまでは間違いなく市の財産を占有しているんだから、占有料は条例に基づいて払わなきゃいけない。これは当たり前の話なんです。

行政は、公平だ公平だというけど、何を基準に公平と言うんだ。条例に照らしてきちっと厳格に運用することが公平なんですよ。条例上、きちっと運用しているんですか、今の都市建設課長の答弁は。何だかわからないけど、こっちはこっち、あっちはあっちのような、そういう運用でいいんですか。どきなさいよという裁判でしょう。それが10年かかるかもわからない。5年で終わるかもわからない。かかったら、どきなさいといった判決が出た。そうしたら、どかせるまでそのまま放りっぱなしで占有させておくんですか。そうはならないでしょう。市の主張が正しいという上に立って、我がほうの請求が成り立っているわけだから、不法に占有しているんだから、どかしなさい。どかすまでの間、占有料を払いなさいというのが、これが裁判をやる上では当たり前の話なんです。

そうでなかったら、どかしなさいということで裁判に勝った。だけど、どかさない。だったら、また占有料を払えという裁判をもう一回やるんですか。そんな無駄な税金使うんですか。1回でできるじゃないですか。

こういうことをきちっとやってくれと言っているんです。副市長、お願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 市有財産といいますか、財産の管理上、いろいろな規定、もちろんございます。本件にかかわります法定外公共物につきましても、ご承知のとおり、占有料につきましては徴収するような規定もございます。また一方では、水野議員もおっしゃるとおり、減免する措置もございます。基本的には、これは当然ながら徴収すべきだと考えております。

先ほど来、左側の3名の方につきましては、経過はご存じのとおりでございまして、今、お話に出ている臼井さんの件、それも、これは当然、筆界特定で境界が確定しているわけでございます。ただ、この件はいきなり本人にこういうわけだからと言っても、恐らく市民もこういう規定のあるのを知らないでしょうから、その辺のところはよく説明をして、基本的にはそういう課税するのが法的根拠だと理解しておりますので、そういう考え方で事務を進めてみたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 今の訴えについて、私からも質問させていただきます。今回、境界の確定問題については、これは今回の問題だけじゃなくて、一般的に境界の確定というのは、民民であ

ろうと、民と公であろうと、いろんなトラブル要素を持つ、非常に重大な問題であります。

そこで、今、経過につきましては、前段者の質問に対する答弁で要点をお聞きいたしましたので、一部カットいたしまして、最終的には平和的に和解で、すべて話し合いされて、訴訟手続云々ということも、例えば予算措置はしても、あくまでも新所有者と和解の道を探ると。先ほどの説明ですと、臼井さんは昨年3月4日に所有権移転登記で新所有者になって、その年度に筆界特定制度の決定をもって、関係者4名に説明があったと、課長から答弁がありました。当時は、当然、前所有者の方の安井氏に説明があったということで、不納得ということで答弁がありました。

そして新所有者に対しての文書での送付は、これは平成21年とも22年とも言わなかったのですが、ただ、最後に8月31日と、つい最近と言ったから、これは平成22年の7月7日送付、8月18日書き留め、8月31日来庁というのが平成22年度と推測いたしますが、そこで来庁して新所有者に来ていただいた。話し合いの際に、市側では取り壊し要求をされたということで、向こうは弁護士等と相談して、あくまでも新しく買った所有物に対して係争がこのようになっているということを、8月31日に話し合いで初めて了解したんじゃないかな、あるいは内容を理解したんじゃないかと、私は推測するわけですね。

そこで、この8月31日の話し合いで、市側としては取り壊し要求をしているということ踏まえて、それに対して相談させてくださいということがありますので、1回切りの交渉で、訴えもすぐするというのはちょっと乱暴な方法で、新所有者に対して今後、何回か交渉して、どうしても納得いただけないということについては、訴えの予算措置は、予算として計上しても、実際には行使しないで話し合いを続けることが必要だと。境界の確定というのは、どんな家に対しても昔からある重要な決定でございますので、市当局も藤平市長も慎重に慎重を持って、市民相手のことだからということでご説明ありましたから、ここまで来たのであれば、今後、何回か話し合いを持って、相手の和解を導くだけの方策をするということで、筆界特定の決定は裁判所の決定と同じだということも理解した上で話し合いをしてくれると思うんですが、その件の取り組み姿勢について、今後、全く交渉の余地はないのか、何回かやられる余地があるのか、それについてお尋ねします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 現所有者の臼井国博氏も職業が不動産業ということで、この筆界特定制度についてもよく承知しておりました。その上で、8月31日、先ほど年度を言いませんでしたが、平成22年8月31日に臼井氏と会いまして、その旨を、現在の状況、過去からのある程度の状況を説明して、筆界特定制度を利用して、現在、こういうふうになっているということを説明させていただいたところ、それについても理解を示しています。よって、今、議員がご指摘のとおり、臼井さんは住民票のある市民ではありませんが、そういう方を相手に即裁判ということには慎重を期したいと私どもも考えておまして、今後、臼井氏との話し合いも、これ一回ではなくて、相手側に投げかけてありますので、その回答を待った上で、さらに市の顧問弁護士も含めて検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 何回か話し合うということですから、そのようにお願いしたい。平和的に解決するという方法をとらないと、あらゆる問題が、訴訟時代と言われておりながらも、特に境

界の確定、過去に長い年月を経て納得できるまで境界を争うという一つの考え方と、譲れることは譲っちゃえという、その人の考え方があります。しかし、境界というものをいじったら、ずるずるすぐたっちゃうよということもあつたり、納得できるまで話し合いすることは非常に重要なことだと思いますので、市としても積極的に、民民の話ではないですから、市と民の話ですから、誠意をこめてしつこく、和解に至るその努力は惜しまれてはいけないと思いますので、最後に勝浦市長にその辺についての姿勢をお尋ねいたします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私は、このことについては繰り返し申し上げております。したがって、今、新しく所有者となった方がどの程度の誠意を持って市の考えに協力していただけるか、それは今後の問題であつて、私たちはそれに聞く耳を持たないということでは決してないのであつて、それはそれとして、現在の所有者の意見が妥当であるかどうかは判断していきたい、そう考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

午後2時まで休憩いたします。

午後1時47分 休憩

---

午後2時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題となりました議案第40号及び議案第41号、以上2件は建設経済常任委員会へ付託いたします。

次に、議案第42号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第43号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第44号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第45号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上4件を一括議題といたします。

本件につきましても、既に提案理由の説明並びに担当課長からの補足説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しまして、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） まず、議案第42号、一般会計補正予算についてお伺いいたします。事項別明細書でいいますと、21ページの駐車施設等移設工事費及び37ページの保健体育費、市営第二庭球場の移設に伴う備品購入費があります。関連がありますので、あわせてお伺いいたします。

これにつきましては、ご承知のとおり、勝浦警察署を庁舎敷地内に移転させるということで、それに伴う移設ということですが、最終的にその移設にかかわる総経費、今回だけじゃなくて、既に予算化したものもあると思いますが、移設に関する一切切の総経費が幾らなのか。これに対して、県からの補償費なり、用地買収費、そういった県から入る金額が幾らなのか、それを、いずれも総額をお聞きしたいと思います。

2点目は、35ページですけれども、小学校費、元名木小学校境界標埋設測量図作成業務委託料が計上されておりますけれども、この件につきまして、この旧名木小跡地について、元地主

との話し合いの中で最終的な結論といたしますか、どういうふうになっておるのか、また、聞くところによりますと、当該跡地へ老人福祉施設建設というお話があるようでございますけれども、その辺の現況はどうなっているのか、あわせて伺いたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。勝浦警察署の移転に伴います歳入、あるいは歳出事業というご質問でございますけれども、まず歳入でございますけれども、既に平成22年3月10日付で千葉県と市有財産の土地売買契約書を締結しております。その内容から申し上げますと、まず不動産の売り払いとして、土地収入として8,940万円、補償金として6,860万円、合計いたしますと1億5,800万円になるわけでございますが、平成21年度につきましては、あくまでも前払い金としておのおの7割になりますので、土地の代金として6,258万円、補償費として4,802万円、合計で1億1,060万円になります。また、平成22年度、これは土地を引き渡し後に3割相当分が入ってくるわけでございますけれども、こちらが不動産の売り払い収入として2,682万円、補償金として2,058万円、合わせまして4,740万円が平成22年度の歳入として見込まれるところでございます。いずれにいたしましても、合計で1億5,800万円が土地の売り払い、あるいは補償費の収入ということでございます。

一方、歳出のほうでございますけれども、既に平成21年度につきましては決算額が出ております。その中で第二庭球場の関連で申し上げますと、旧荒川小学校の解体工事費1,186万5,000円、あるいは土地の購入費1,696万5,149円、そのほか業務委託料であるとか、手数料関係、合わせますと合計で3,121万1,482円が平成21年度決算の歳出で計上させていただいております。

平成22年度でございますけれども、当初予算で移設工事費8,900万円、あるいは移設工事監理業務委託料143万1,000円、その他手数料等を入れますと、合計で、当初予算で9,044万7,000円計上してございます。今回、9月補正予算で庁舎関連施設の移転工事費として1,525万円、第二庭球場の備品購入費等で98万円計上させていただきましたので、合計いたしますと1億667万7,000円になります。

ただ、この中で平成21年度執行分では、決算額が3,121万1,482円でございますので、決算額と、今回の予算額、補正予算も含めると1億3,700万円程度ということでございます。現在の見込みでございますけれども、補正予算、あるいは当初予算につきましては、今後、決算額が確定次第、さらにこれより落ちるといことになりますけれども、現時点では2,100万円程度、歳入に比べて歳出が少ないということでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 旧地権者との話し合いと今回の補正予算等についてのご質問でございますが、お答えいたします。名木小学校跡地を測量し、境界標を埋設する補正予算を計上してございますが、この件につきましては、勝浦市名木字紅葉89番地の11の学校用地につきましては、平成9年3月28日付で市と相続人である吉野 愛氏ほか4名と勝浦市立名木小学校用地寄附に関する協定書を取り交わしており、本協定書では学校用地として用途を廃止したときは無償にて返還することになっておりますが、その後、当該返還される土地の一部について市が買収した土地売買契約書が発見され、本売買契約書における1,123平米、340坪について市が取得したのものとして返還面積から減ずるため、協定書に基づく確認書の一部を平成21年12月25日に変更しております。

この紅葉89の11の1,994平米のうち市有地としての1,123平米の境界確定につきましては、本年5月から5回にわたり旧地権者と話し合い、協議をしているところでございます。

旧名木小学校の校舎につきましては、来年度中に解体を予定しておりますが、解体が完了した後に平成21年12月25日付の確約書に基づき、紅葉89番地の11の学校用地、1,994平米を市が取得した1,123平米、340坪を返還面積から減じて旧地権者へ返還することになります。

今回の補正予算では、返還予定地と市有地の境界を確定するために測量及び境界標を埋設し、89番地の11を返還予定地と市有地の2筆に分筆するために必要な経費を計上したところでございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 名木小学校跡地への老人福祉施設の関係でございますが、市といたしましては、現在の老人福祉計画の中で老人福祉施設の設置の枠を設定してございません。次期福祉計画の前倒しという考え方で100床の計画をしておりますが、名木小学校跡地のみでなく、ほかの事業者もやりたいという希望を聞いておりますので、現在、公募をかけております。その公募を今月の21日から月末まで、事業計画を提出していただきまして、最終的には県の許認可となりますので、県に提出する意見書を考えていきたいと、そういう状況であります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） まず第1点目の移転施設の経費については、わかりました。確認ですが、今後、支出の見込みはないということで理解してよろしいですね。

2点目の元名木小学校跡地の件ですけれども、私が以前伺っていたのは、福祉施設の事業予定者、希望者があつかも決まっているかのように伺っていたんですが、それはないということでしょうか。新たに公募して決めるということでしょうか。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。9月補正予算の計上以降に新たなこの関連する事業、移設の関係での予算要求、あるいは見込み、こういうものは財政課としては聞いておりません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 名木小学校跡地については、前回の議会でも一般質問で答弁したとおり、確かに1件出ております。そのほかの地域にもやりたいという要望が提出されております関係上、今回、公募の形で募集をして、最終的に内容審査の上、市としての意見書を、どこを選考するかを決定していくと、そういう状況でございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） しつこいようで恐縮です。福祉施設の関係ですけど、確認ですが、元名木小学校跡地以外の土地にも希望者があるということで、すべてひっくるめて公募で決めたいということでしょうか。元名木小学校については、さきの手を挙げた事業者で決まりということではないんですね。その辺を確認させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 現在の段階では、まだ決定はされておられません。この福祉施設につきましては、最終的には県の許認可になります。それに対する市としての地元の意見をつくる上での

選考になります。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 一般会計の補正で、今の関連を先にやっちゃいますね。名木小跡地じゃなくて、そのほかの上野地区なんだが、あそこのバスがUターンするところ、西原、それから岩高山に向かっていった、ちょっと行ったところの右側に、既に一つの業者が申し出て、施設としてはグループホームなんだが、それは市の段階ではそれがよかろうというので、審査して県に進達した、こういうことが一つあるんじゃないかと思うので、そのことを前段者が言ってるんじゃないかなと思うんですけど、そうじゃなくて、あくまでも名木小以外でという、そのことが今のところはそういうことだというふうに私は理解しているんだが、その答弁を求めたい。

次に、補正の歳入で伺いたいんだが、臨時財政対策債の関係なんですけど、平成22年度の当初予算を3月議会に出しているんですけど、この概要の中で、当初予算としては歳入で市債が6億5,590万円計上されています。そのうち臨時財政対策債を1億6,000万円というふうに説明があった。今回の補正の中で、この事項別明細書、備考欄のさらに説明欄の資料をいただいて見ると、臨時財政対策債は1,590万円が計上されているわけですね。発行可能額の確定による増額と、こう言っているんだが、発行可能額を5億593万2,000円、当初計上した額が4億9,000万円だと。そして、相残りだから、今回計上したのが1,590万円だと、こういう説明なんです。当初予算の説明のときに、市債すべてで6億5,590万円だと。そのうち1億6,000万円が臨時財政対策債、こういうふうな説明があったんだが、そうすると、発行可能額とが計数的に若干ずれがあるなど見ているんですけど、いずれにしてもこの辺が最終的にどれが本当なのか、その辺をお答えをいただきたい。

発行可能額の5億593万2,000円は平成22年度はこれでどんぴしゃりと決定ということでもいいのか、これとあわせて市債の可能発行額、両方を合わせたもので今年度は何円の額が決定されたのかということがもう一つ。

平成22年度の勝浦市の標準財政規模ほどの程度に決められたのか。この3点を歳入ではお聞きをしたい。

歳出なんですけど、議会における一般質問などを受けて積極的に、市長は9月補正で、私ばかりではなく、ほかの議員が要望した、あるいは要求したものに対して、いろいろと予算計上してきていることについては敬意を表するわけではありますが、その一つとして、歳出の23ページのこの条例は我が所管である教育民生でやらせてもらうから、あえて今回は本会議では質問しませんでしたけど、予算で若干、この扶助費1,210万6,000円、乳幼児医療費助成事業、子ども医療費助成事業費、この辺が計上されてきているんだが、これが備考欄の説明によれば、細かく乳幼児医療費助成事業484万2,000円の計上だと。その後、ずうっと決算見込みとかいろいろ、小学校4年生から6年生までの通院、入院、102万2,000円という内訳なども含めて、かなり細かく出ていますから、おおよそは見当つきますが、聞きたいのは、実績として出た今までの小学校3年生までの医療費助成事業で年間どの程度が支出の実績として上がっているのか。今度、6年生までやったとして、それがどの程度の規模で支出をしていかなきゃならないというふうに見込んでいるのかということと、県から県費も出るの、その差額で生金が新たにどのぐらい負担増が市としては出ていくのか、その辺のところについてお尋ねをしたい。

後へ戻っちゃいますが、総務費のところの、さっきも前段者から出ていたんだが、これは全

面的なのじゃなくて、総務費の庁舎施設移転設置工事なんだが、こののぼり旗とか、その他、国旗掲揚ポールとか、駐輪場とか、駐車場とか、懸垂幕掲示板とか、平和都市宣言塔とか、これらを移設するわけでしょう。具体的にはどこの場所に移設するのかということですね。

それと、国旗掲揚、国旗ばかりじゃなくて市旗もあるんだけど、掲揚ポールだとか、懸垂幕の掲示場とか、平和都市宣言塔とかの前の歩道がありますね。あれは警察署に売り渡す上で、あそこの歩道は売らないんだと、残すんだと、こういうふうなことをたしか言っていたと思うんだが、残すとすれば、特にこの施設は動かす必要はないんじゃないかと。また、あの歩道をもし売っちゃうとすれば、これは大変なことだなと私は思うんだが、そういう答弁が来れば、またもう一回やりませうけれども、その辺のところについてはいかがなのかと、お答えをいただきたい。

次に、当初予算案の概要の中で、平成20年度の普通会計ベース決算をるる述べて、平成19年度から見れば経常収支比率が4ポイントも改善されたとか、7ポイント改善されたとか、いろいろ述べて、その原因はこうだったとかああだったとか述べた中で、平成22年度の財政見通しは歳入の根幹をなす市税収入が地域経済低迷の影響で伸び悩みが懸念される一方で、歳出が予定される文化会館建設、市営第二庭球場移設、あるいは勝浦中の校舎耐震補強工事だとか、あるいは大規模改修事業だとか、いろいろ財政需要が多いと。既発の臨時財政対策債等の償還開始に伴う公債費の累増等を要因として、厳しい財政状況になる見込みでありますと、こう言ってるんですね。

それが当初予算の4月段階から4、5、6の第1四半期終わって、7、8、9の第二四半期が終わろうとしているわけです。あとは第3四半期、第4四半期と、平成22年度半ばまで来ているんだが、この辺で新たに事業も豊浜小学校の耐震工事も始めようとしている中で、新たな事業も積極的に補正で計上してきている中で、税収の見込みというのは、この第二四半期が終わろうとしている段階で見込みとしてはどういう見込みを持っておられるのか。依然として、本当に厳しい状況だということが続こうとしているのか。臨時財政対策債の償還が始まるから、この歳出もこれからどんどん増えていきますよというようなことも言ってるんだが、その辺のところはどの程度の額でその辺が伸びていこうとしているのか、これらの点についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） では、福祉の関係でございますが、特別養護老人ホームの関係でございますが、先ほどの上植野地先の認知症グループホームとは別個に設置要望が出ているところでございます。

次に、学童医療の関係でございますが、今回、小学校4年生から6年生まで拡充するわけでございますが、今までの実績の平均から1年間を見ますと、約480万円ぐらいの負担の増になります。ただし、このうち県の補助金が2分の1、小学校1年生から3年生まで拡充する関係から補助金が約2分の1程度でありますので、実質的な負担増は約300万円程度になろうかと思われれます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。市債の関係でございますけれども、これは当初予算の説明の中でも、6億5,500万円ということで資料の中にも入れてございます。5ページは市債

合計で6億5,590万円、この内訳につきましては説明書の12ページに市債として記載をしてあるはずですが。その中の臨時財政対策債は下から4行目に4億9,000万円を計上しというふうに記載してあるとおりでございます。今回、発行可能額がわかりましたので、追加をさせていただいたというところでございます。

それと今後の市債そのものの発行見込みというご質問だったと思うんですが、大きなものでは市民会館の取り壊しの関係の事業費がまだ計上されておられませんので、その辺の事業費が確定した段階で、新たに市債という額で計上を見込んでおります。

標準財政規模でございますけれども、平成21年度が50億4,200万円程度だったものが、今回、平成22年度におきましては52億9,400万円程度が見込まれておるところであります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。庁舎施設移設工事の関係の移設場所についてのご質問でございます。施設ごとに申し上げます。

初めに駐輪場でございますが、庁舎正面入り口の右側部分の緑地帯へ移転いたします。また、駐車場でございますが、庁舎西側の緑地となっております未利用地部分に設置する考えであります。また、国旗掲揚ポール、平和都市宣言塔、懸垂幕掲示場につきましては、庁舎正面の左のオープンスペースと申しますか、緑地部分で景観等に配慮して設置していく予定としております。

また、2点目のテニスコートの西側、庁舎の正面部分の歩道についてのご質問だと思いますが、その歩道につきましては売り渡し部分に入っておりません。したがって、残るわけですが、先ほどの施設関係につきましては、歩道よりテニスコート寄りに設置されておりますので、売り渡し部分に入っておりますことから、移設等が必要だということでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。児安利之議員。

○15番（児安利之君） 今の移設の関係なんですが、庁舎正面入り口の右側のポールのすぐ下の歩道なんですが、その歩道を行って右折した途端に駐輪とグラウンドの整備の人たちの詰所とか公衆便所がありますね。あの公衆便所はどうなるのか。

右側に曲がるんだけど、今、右側に駐輪場に行く歩道もあるんですよね。ところが、そこを売っちゃうということになると、正面入って右側の歩道がそのまま直線で行ったところでぶっ切れちゃうわけですよ。そうすると、こっち側に渡る通路というか誘導路というのが、武大側から入ってきて車がそこへ抜けていくということで、歩行者の安全が相当厳しくなるというふうに私は見ます。あるいはまた、正面向かって左側の芝生のスペースを駐車場に全部しちゃうということになっているそうですね。移設どころか、相当な模様がえとか、市役所本体に対する外構工事が相当大規模にやられていかないと、今までの進入して、どう流れていくか、そして玄関に歩行者が入っていくか、あるいは車で来た人が、車をおりて正面玄関からどう入っていくかというのがかなり変わってくるだろうと思うんですが、その辺は全体として、駐車場を含めて、ただ単にポール移設したり、そんな話ではないと思うんですが、どういうふうになっていくのかという点についてお答えをいただきたい。

もう一つは、今の歩道まで便所周辺の駐車場は全部売っちゃうわけでしょう。歩道のところ

も、聞くところによると売っちゃうわけでしょう。そうしたら、そこまでぎりぎりに建物が来た場合には、歩行者はどうするのか。当然、警察署が建てば、その裏側になると思うんだが、そういう点なんかも含めて考えておかなければ、立ち上がった後からどうのこうのという話じゃないと思うので、今の段階で、移設の工事費計上した段階では、役所としては当然、そこまで絵が描かれてなきやいけないと思う。警察署のほうは警察が描く絵ですからいいですが、こちら側としては、その辺が当然関連してくるわけだから、どうなのか。お願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。移転施設等につきましては、これまで駐車場等の利用状況、また、どのように配置するか等々につきまして検討してまいりました。その辺がおおむねまとまりましたので、今回、提案をさせていただいたところでございます。

駐車場関係につきましては、今回、庁舎西側に30台を計画しておりますが、これの導入路、進入方法につきましては、議員駐車場側からの一方のみで出入りを考えております。

また、警察用地によりましてなくなる駐車台数が30台でございますので、今回計画している部分につきましても機能復旧ということで、おおむね30台の規模で考えております。

また、動線のご質問がございましたが、先ほど主な出入り口であります正面玄関、また、裏玄関につきましては、従来の庁舎正面歩道から一部横断歩道的な部分がありますが、正面玄関、裏玄関まで歩道にてアクセスできる状況でございます。

なお、現在、使用しております庁舎に向かって入って右側の野球場の後背地、警察へ売却する裏地と申しますか、その部分につきましては、主に職員駐車場として使用してございます。

確かに現在、歩道があるわけでございますが、この辺につきましては、現在、相互交通ができる程度の車道幅員がございますので、職員等につきましては安全な利用に配慮してまいりたいと考えております。

また、そのほかの駐輪場につきましても、従来、テニスコートわきに20台程度の規模で置けたわけでございますが、実際、庁舎建設以来の需要等を調べた結果、規模を縮小しまして、庁舎正面入り口の右側に計画をしております。これにつきましてはの動線といたしましては、先ほどの歩道でアクセスできます。

そのほか、国旗掲揚ポール、懸垂幕掲示場、平和都市宣言塔等につきましては、景観等に配慮しまして配置を十分考慮して庁舎の正面左側の緑地スペースに設置したいと考えております。

なお、冒頭ご質問がございましたテニスコートわきの公衆トイレにつきましては、従来からの使用につきましては主にテニスコート利用者が使用してまいりました。そのほか野球場利用者につきましては、主に庁舎を利用しているのが実態でございます。このようなことから、公衆トイレの復旧については、現在、考えておりません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第42号は総務常任委員会へ、議案第43号及び議案第44号、以上2件は教育民生常任委員会へ、議案第45号は建設経済常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第46号ないし議案第51号、以上6件を一括議題といたします。本案はいずれも決算認定についてであり、既に提案理由の説明、並びに当該決算審査意見の報告も終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 若干質問させていただきます。一般会計で質問します。先ほども触れたんですが、平成20年度の財政状況が平成21年度の当初予算の概要の中で述べられています。平成21年度の財政見通しということで述べられているんですが、歳入の根幹をなす市税収入が固定資産税の評価がえに伴う減額や景気悪化の影響で法人市民税の減収が懸念される場所であって、一方、歳出においては、既発の臨時財政対策債の償還開始に伴う公債費の累増、学校施設耐震補強事業の実施を初め、公共施設の老朽化の対応や特別会計に対する繰出金の増額など、財源不足は平成20年度予算以上に拡大するものと予測します。こうした財源不足を生じた状態で、その財源措置を先送りすることは、財政需要や経済の先行き不安を踏まえると、厳に回避しなければならず、このため財源不足の解消はもとより、災害応急等の緊急需要に備える財政調整基金の財源調整機能の回復を急務とし云々と。したがって、勝浦市の行財政改革2005とか、財政健全化計画等、徹底して平成21年度予算編成に当たっては危機的状況を直視して、歳入歳出両面にわたり新たな措置を講じながら、課題や多様な行政需要に対して効率的に臨むよう、次のとおり基本方針を定めたということで、2点にわたって述べているんですけど、こういう当初予算の財政分析、財政見通しを踏まえて平成21年度決算が出されてきているわけですが、この市当局による予算編成者の財政見通しや財政分析を踏まえた中で、第1には経常収支比率が平成で言えば17年度が94.8%、平成18年97.5%、平成19年が実に99.5%、平成20年度が95.8%、平成21年度が93.8%と、こういうふうに平成19年度をピークにして、また平成17年度以前のように94~95%にずっと減ってきて、平成21年度は93.8%というふうに収支比率がこういうふうな形になってきた。

こういう流れというか、平成17年、18年、19年、20年、21年、5年間を見て、この傾向は平成21年度決算を踏まえて、どういうことでこれから経常収支比率が進むというふうに予測しているのか。

平成19年度は99.5%だから、これは深刻な状況だったわけですけど、それは別としても、その辺をどう見るのかということが一つ、聞きたい。

次に、実質収支比率なんですが、俗にというか、一般的には3%から5%が好ましいということが言われているんですが、20%以上になれば、ご存じのように再建団体になるんですが、勝浦市の場合を見てみると、平成17年度が7%、平成18年度が5.1%、平成19年度が3.8%、平成20年度が5.6%、平成21年度が7%と、実質収支比率が平成17年度と同じ水準の7%に返ってきているわけですけど、この辺のところを平成21年度はどう見るのか。平成22年度以降、実質収支比率がどういうふうに変わろうとしているのか、その辺のところも大事なところなんで、ぜひお答えをいただきたい。

財政力指数も財政運営との関係でかなり出てくるんですけど、これも平成17年度0.57%、平

成18年度0.56%、平成19年度0.55%、平成20年度0.54%、平成21年度0.53%と、ほぼ0.5%以下のけたでいろいろ出入りが出てきているのだが、こういう流れをどう見るのか。

普通交付税と財政対策債の関係は、普通交付税が減ると財政対策債が増える、あるいは、逆に財政対策債が減ると普通交付税が増える。今度も平成22年度以降、財政対策債の償還が増えていくよと。予算も計上されてきているのだが、国のやり方としては交付税をどんどん削りながら、その財源手当として財政対策債で補てんしていくんだというようなことで、いい気になっていると、これは結局、財政力指数の低下の傾向に追いやっていく。つまり、勝浦市の財政そのものが、財政力指数が当然下がっていくことになっていくわけで、この辺のところをどういうふうに勝浦市としては予算編成上、留意していこうとしているのか、その辺についてもお聞きしたい。

実質公債費比率が監査委員から出されているわけですがけれども、これは新たに前年度から財政法が変わって、連結決算だとか、実質赤字比率だとか、その他を公表しなきゃならないと義務化されてきているわけですが、そういう点の指数は、今のところ、せんだっての監査委員の報告では問題ないという報告が出され、指数を見ても、確かに当面して問題になるような指数にはなっていないのだが、この辺のところは危ないとか、そういう状況には恐らく勝浦市の場合にはなっていないかと思うのだが、念のために、そちら側の見解をお聞きしておきたい。

最後に、全部今、決算カードの指数でやらせてもらってるのだが、公債費比率がすべてではありませんが、一般的には10%以内が好ましいということ言われているのだが、勝浦市の場合、10%以内におさまっている年度はまずないんですね。実質公債費比率じゃなくて公債費比率ね。それが平成21年度は12%ですね。平成20年度が12.3%。とにかく10%以内でこのところ推移しているのは、ほとんどないという中で、この辺はどういうふうに改善というか、その辺を視野に入れながら予算編成をやられておられるのか、予算と決算との関係なんですけど、結果としては決算ではそういう数値が出ているので、その辺のところを流れとしてお尋ねをしておきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 午後3時10分まで休憩いたします。

午後2時54分 休憩

---

午後3時10分 開議

[16番 伊丹富夫君退席]

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。まず1点目の経常収支比率の関係でございますけれども、前年度、平成20年度決算が95.8%に対して平成21年度決算が93.8%ということで、2ポイントほど向上いたしました。この原因と申しますか、理由につきまして分析をいたしますと、分子は経常経費充当一般財源に対して、分母が経常一般財源と臨時財政対策債の合計額で割ったものがこの93.8%でございますので、何が好転した原因かと申し上げますと、臨時財政対策債が平成20年度より1億1,800万円ほど増えたということが、結果的に経常収支比率の向上につながったというふうに分析をしております。

2点目の実質収支比率でございますけれども、これは実質収支が分子でございますので、標準



して平成19年度から見ると平成20年度はそんなに深刻ではなかったという分析があるわけですね。

そういう中で、平成21年度は平成20年度よりなお財源不足が拡大するといったって、財調のぶち込みとか、その他を見れば、そんなに深刻かというふうには私は見られないと思うんですけど、その辺の判断は、執行部としては本当に最後までそうだったのかというようなことなんですけど、そういう見方について、判断について1点聞きたい。以上。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えをいたします。平成20年度の予算、あるいは平成21年度予算の見込み等、いろいろあるわけでございますけれども、決算の中のまとめの中にも記載してございますけれども、政府の平成20年度の2次補正、あるいは平成21年度の1次、2次にわたる経済対策、これが平成21年度決算には非常に色濃く出ておる。経済危機対策臨時交付金であるとか、生活対策関係の交付金、公共投資臨時交付金、国庫補助事業についても拡充が相当されておる。色濃くそういうものが出ておるわけでございます。ただ、これはあくまでも平成21年度の特別な需要だというふうに財政部門では理解をしております。むしろ、今後、国税収入を上回るような国債の発行をして肥大化している予算の中で、これがいつまで続くのか、そこから先はどうなるのか、財政健全化のほうに向かうのかどうか、非常に判断が難しくなっておると思っています。

そういう状況を踏まえまして、平成21年度決算は決算として、今後、健全財政を堅持するためにいろいろ財政見通し等も立てながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 児安利之議員。

○14番（児安利之君） 平成21年度決算に係る主要施策の成果に関する報告書の3ページに、これは毎年概要的に出ているのだが、今言ったような趣旨でたしかに出ているんですよ。ただ、平成21年度だけとって見れば、経済状況を踏まえて云々となっていて途中で、平成21年度一般会計当初予算においては、生活防衛のための緊急対策に基づき、地域雇用創出推進費を創設し、地方交付税1兆円増額などの経済対策等の関連予算を計上するとともに、これは国のお話ですけど、平成21年度第1次補正云々、今、そちらで言われていたことですね。地域活性化公共投資云々。地域活性化・きめ細かな臨時交付金等の経済対策等に予算措置がなされた。そういう中で、勝浦市の場合には、政府の経済対策投入による国庫支出金の増加によるものとして、生活対策臨時交付金が1億833万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金が1億5,269万4,000円を財源とする総野園の整備とか、災害防除とか、ごみ処理施設とか、あるいは公共投資臨時交付金の8,149万3,000円の採択を受けて豊浜小の耐震化事業、あるいは、ソフトでは後期高齢者の人間ドック事業とか、入湯券、年10回とか。だから、平成21年度をとって見れば、当初見込んだ平成20年度より一層深刻な状況になると言っていたけれども、決算してみれば、そういう要因を含みながら、いろいろとお金が入ってきていたというふうに認識しているんですが、確かに今後は不透明ですよ。今後、平成22年度、平成23年度以降はどうなっていくのかというのは、国の政治状況も不安定だから、どうなるんだかわからないけど、しかし、何かすごい厳しいよって煙幕を張りながら、マインドをそういうふうにコントロールしながら、だから、市民は要求をあんまり出してくれんなよ、お金ないんだからというようなことにしか聞こ

えないんですけれども、その辺どうなんですかね。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。決算的には、先ほど財政的な指標、あるいは基金等についても、確かに5億3,000万円程度ということで、前年度よりもさらに平成21年度は増えておると。財政的に豊かになったのかということをおっしゃりたいのかもしれませんが、ただ、内実的には依存財源、地方交付税であるとか、臨時財政対策債であるとか、そういうものをもとにした財政運営は、逆に言うと、さらに比重が高まっているわけございまして、これが今までの国のそういうものが延長線上で、明日さらにまた増えるということであれば、そういうものを踏まえた財政運営も必要かもしれませんが、行く先が見えない中で、どう考えたらいいかというの、非常に苦渋しているところでございます。そういうものもご理解をいただきたいと思ひまして、そういう展望が開けた中で、次なる財政につきましては、地方財政についてもある程度、財源的に拡充をされる、あるいは国からの地方交付税等が増えるとか、そういうめどが立った段階で考えさせていただきたいと思ひます。

また、そもそも根本は市税の確保といひますか、そういう部分で税務部門にも頑張っていた上で、確保した上で住民サービス等に努めてまいりたいというふうにご考へております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号ないし議案第51号、以上6件の決算認定につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することにしたと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置いたしまして、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任につきましては、勝浦市議会委員会条例第5条第1項の規定により、岩瀬洋男議員、忍足邦昭議員、末吉定夫議員、高橋秀男議員、土屋 元議員、中村一夫議員、渡辺玄正議員、以上、7人の議員を指名いたします。

なお、本案につきましては、会期との関係から閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては、閉会中の継続審査に付するとともに、地方自治法第98条の検査権を付与することに決しました。

---

議案上程・質疑・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第2、議案を上程いたします。

議案第52号ないし議案第56号、以上5件を一括議題といたします。本案は、いずれも勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてであります。既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 1点だけ、確認の意味でお聞きします。議案第52号から議案第56号までですが、今回、議案に添付された審議資料の中で、定数は5人、選任方法については、優れた識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が委嘱するとなっております。そこで、この5人の経歴書を拝見いたしますと、たまたまでしょうか、1名が茂原市の方であります。あとの4名の方は旧勝浦地区の方であります。そうしますと、ちょっとうがった見方かもしれませんが、興津地区、上野地区、総野地区には優れた識見を有する者がいなかったのかというふうに思わざるを得ないんですが、その辺の選任の基準についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会の委員の選任についてのご質問でございます。ご質問のとおり、審査会委員につきましては、条例に基づきまして5名ということで、委員の選任につきましては、優れた識見を有する者のうちから議会の同意を得ることと、このようなことから、今回、提案をさせていただきました。

各種行政委員の選任に当たりましては、地域性を配慮した規定があるものもございます。しかしながら、本件につきましては地域性云々の前提条件はございません。その中で学識ということからして、弁護士を1名推薦させていただいておりますが、今回、5人すべて再任の形でお願ひ申し上げております。過去からの実績等、総合的に判断させていただいた結果、ご質問のような地域割になっているところでございますが、基本的には条例に沿った選任を提案しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第52号ないし議案第56号、以上5件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号ないし議案第56号、以上5件につきましては、委員会の付託を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第52号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第52号につきましては、これに同意することに決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第53号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第53号につきましては、これに同意することに決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第54号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第54号につきましては、これに同意することに決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第55号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第55号につきましては、これに同意することに決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第56号 勝浦市情報公開・個人情報保護審査会委員の委嘱につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第56号につきましては、これに同意することに決しました。

---

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。本案についても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 前段の議案と同じように、この教育委員の定数が5人、選任方法については、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから選ぶんだというふうになっております。これも、今回の酒井氏を含めて5名の方々の男女別、旧の地区別、それをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。教育委員会委員の選任につきましてのご質問でございますが、現在、教育委員会委員の構成は5名でございます。ご質問は、地区別、男女別というご質問でございました。男女別で申し上げますと、すべて男性でございます。地区別で申し上げますと、勝浦地区が1名、総野地区が1名、興津地区が1名、上野地区が2名、以上5名の内容となっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） まず、こういう各審議会とか委員会とか、こういうメンバーについては女性をできる限り登用すべきだ。男女共同参画というのを計画までつくってやっているわけですので、そういう意味で1人もいないというのはどういう考え方なのか。そういう識見を有する女性が全くいないのかどうかということになると、勝浦市民に対して侮辱しているような感じがするんですが、そういう配慮というのはどうしてなされなかったのか、それを伺いたい。

もう一点は、これは個人名は結構ですので、この5人の方の経歴、どういう経歴、例えば教育職OBだとか、公務員、他の公務員OBとか、自営業とかいろいろあると思うんですが、その辺もお聞かせいただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。市では行政委員、審議会委員等の選任に当たりましては、男女共同参画の精神に基づきまして、女性の登用を常に考慮に入れた選任をいたしております。以前に比べますと、全体からいたしますと、底上げといえますか、増加傾向にあると思います。今回の教育委員会委員の選任に当たりましても同様の考え方に基づいて検討させていただいたわけですが、検討の結果、このような再任という形で提案させていただいております。選考過程におきましては、そのような考え方でもって行っております。

また、今回、提案させていただいております酒井氏につきましては、教育委員会、5名編成の中で子供がおられる委員を1人選任しなくてはいけないという規定もございますので、酒井氏におきましてはそれに該当してございます。そのような関係からも、今回、推薦に至ったところでございます。

また、各委員の経歴といえますか、職業等について申し上げます。教員が2名、住職が1名、医師が1名、特定郵便局長が1名と、以上5名、このような経歴、職業となっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 最初の男女共同参画に関してですけど、女性登用はやろうと思えば、すぐに

でもできる話ですよ。今回、そういう意思が働かなかったと思わざるを得ない。というのは、これは推測で申しわけないんですが、委員を任命しますと、通常、2期やるとか3期やるとか、そういうことで、機械的に事務的に今回の方をまたもう一回というふうなことで選任しようとするのではないか。もしそうでなければ、女性を登用という考え方があるのであれば、できたはずですよ。そうでなければ、先ほど申し上げたように、市内には女性の適任者が一人もいないというふうになってしまいますね。果たしてそうでしょうか。人口2万人の中に、そういう方はいないということはないと思うんですよ。その辺を本当に真剣に協議したのかどうか、考慮したのかどうか、再度お聞きしておきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。教育委員の任期につきましては、ご質問のとおり、1期3年間となっております。また、職務内容もなかなか重要な職務でありまして、大変な部分がございます。選任に当たりましては、先ほども申し上げましたが、女性参画という観点からも十分も協議し、検討したところでございますが、総合的に今回の推薦結果というふうになりましたので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 検討の結果、こうなると、そういう簡単なものじゃないと思うんですよ。男女共同参画を一方で掲げておいて、真剣さが無い。今回はこういう形で全部男性ということになりますけれども、今後、次回からは女性の登用というのも真剣に考えるかどうか、それをお聞きして終わりたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私が市長に就任して以来、教育委員には女性1名をとという思いでやってまいりました。しかし、実際に選定になると、帯に短したすきに長しというような状況が生まれ、これは男性の方にでもそうでありますけれども、態度として持っていないということはありませんので、ぜひご安心いただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 今のに関連するんですが、確かに態度として、男だけ選ぶよという態度は持っていないのは、それは当然の話で、ただ、男女共同参画計画を勝浦市も採択して、それを積極的にやっていこうというのがこの基本方針にも出ているんですよ。それだからこそ、さっきの情報公開委員に女性も入っているでしょう。男女共同というのは、つまり、名実ともに男女が社会的に同じレベルで扱われているのかと、そこのところがいまだ完全にそうになっていないから、あえて男女共同参画ということの中で意識的に女性を入れようと、こういうことなんですよ。だから、男性の委員を選ぶ以上に女性の委員はいないかということで真剣に当たっていくということが必要だと思うんですよ。そういう意味では、農業委員なんかもぜひ女性を入れてくれという県の農業会からの要請も毎年のように、しつこくと言っていいほど来てるわけでしょう。そういう意味からすると、もっと力を入れるべきだというのが前段者の、意識的に必ず入れていこうじゃないかという立場でやったらどうかという質問だと思うんですよ。私も全く同感。

例えば、鴨川市なんかは、女性教育委員が毎年いて、委員長にもなっているという実績があるわけですよ。そのことの答弁をひとついただきたいのと、もう一つは、議会選出のほうじゃ

ない監査委員の議会への出席を求めて、これは実現したのだが、鴨川市などはずっと以前から教育委員長も議会に出席してもらって、議会に参画してもらっていると。場合によっては、教育委員長に対して議員側から質疑が行われるというようなケースも考えられるのだが、長として今後の検討に値する問題として考えられるのかどうか。議会側の問題でもあるけれども、出席要請もあるけれども、執行部側からの出席も意思があればそれはできることでありますから、以上2点。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私の考えとしては、それを拒否する理由は一つもありませんので、推薦内容として人格、識見ともにふさわしい人物であれば、男女はいとわない、そう思います。

議会への出席に関しては、今後、十分検討させていただいて決めていきたい、そう考えます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めるにつきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略の上、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、議案第57号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより議案第57号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、議案第57号につきましては、これに同意することに決しました。

---

### 陳情の委員会付託

○議長（板橋 甫君） 日程第3、陳情の委員会付託であります。

今期定例会において受理した陳情は、お手元へ配布の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

---

### 休会の件

○議長（板橋 甫君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明9月11日から9月15日までの5日間は、委員会審査等のため休会した

と思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、9月11日から9月15日までの5日間は休会とすることに決しました。9月16日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。  
なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

---

散 会

- 議長（板橋 甫君） 本日はこれをもって散会します。

午後3時50分 散会

---

#### 本日の会議に付した事件

1. 議案第37号～議案第51号の上程・質疑・委員会付託
1. 議案第52号～議案第57号の上程・質疑・採決
1. 陳情第9号～陳情第11号の委員会付託
1. 休会の件